

# 学校教育学類ハンドブック

2021年4月

(2021年度入学者用)

金沢大学人間社会学域学校教育学類

# 目 次

1	学校教育学類科目表	
	学類細則 備考に定める履修基準	1
	学域G S科目, 学域G S言語科目	3
	学類共通科目	5
	専門科目	8
2	教育課程履修上の注意事項	
	【1】専修配属について	21
	【2】履修上の注意	22
	【3】「金沢大学人間社会学域学校教育学類で教師になるためのノート」について	26
	【4】教育職員免許状取得方法	27
	(1) 共通教育科目における必修科目について	27
	(2) 取得可能な免許状の種類	28
	(3) 教育職員免許法に定める免許状取得に必要な単位数	29
	(4) 学校教育学類における教育職員免許状の取得方法について	30
	【5】教育実習実施要領	33
	【6】各種プログラムについて	35
3	教育職員免許法(抄), 教育職員免許法施行規則(抄)	37
4	一般心得について	
	(1) 教務について	47
	(2) 学生生活について	48
	(3) 休学・復学・退学・転学類について	49
5	人間社会学域規程	51
6	学校教育学類細則	79
7	学校教育学類担当教員名簿及び角間地区建物等配置図	83



# 1 学校教育学類科目表



# 学類細則 備考に定める履修基準

別表第1A 単位修得要件

区 分		修得すべき単位数及び条件		
共通教育科目	導 入 科 目	28単位以上	大学・社会生活論 1単位	28単位以上
			データサイエンス基礎 1単位	
			地域概論 1単位	
	G S 科 目 ( 6 群 )		各群から2～3科目 計15単位	
	G S 言 語 科 目		TOEIC準備コース4単位, EAPコース4単位	
	自 由 履 修 科 目 ※		2単位以上	
	基 礎 科 目		—	
初 習 言 語	—			
専門教育科目	学 域 G S 科 目	8単位	アカデミックスキル 1 単位 プレゼン・ディベート論 1 単位必修 学域俯瞰科目	6単位以上
			データサイエンス応用系科目2単位以上	
	学 域 G S 言 語 科 目	2単位		
	専 門 基 礎 科 目	59～64 単位 以上	教育科学コース・教育基礎専修 62単位 教育科学コース・特別支援教育専修 59単位 教科教育学コース 64単位	
	専 門 科 目	40～45 単位 以上	教育科学コース・教育基礎専修 42単位 教育科学コース・特別支援教育専修 45単位 教科教育学コース 40単位	
卒業に必要な単位数		142単位以上		

- 備考 1 共通教育科目の開講科目等は、金沢大学共通教育科目に関する規定に定めるところによる。  
 2 専門教育科目の単位修得要件は、別表第1Bに定める。  
 ※ 共通教育科目における必修科目については、P.27「教育職員免許状取得方法」を参照すること。

別表第1B 専門教育科目の単位修得要件

科目区分・参照別表		コース・専修	教育科学		教科教育学							備考						
			教育基礎専修	特別支援教育専修	国語教育専修	社会科教育専修	数学教育専修	理科教育専修	音楽教育専修	美術教育専修	家政教育専修		保健体育専修	英語教育専修				
学	域	G	S	科	目	別表第2A	8	8	8									
学	域	G	S	言	語	科	目	別表第2B	2	2	2							
専門基礎科目	学類共通科目	教育の基礎的理解に関する科目等		別表第3A	28	23	28											
		小学校の教科指導法		別表第3B	20	20	20											
		小学校(幼稚園)の教科(領域)に関する専門的事項		別表第3C	10	10	10											
		大学が独自に設定する科目		別表第3D		2	2											
		卒業論文			4	4	4											
		幼稚園免許に関する科目		別表第3E														
専門科目	専修基礎科目	教科に関する専門的事項		別表第4C～4K			20											
		各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		別表第4C～4K			8											
		教育の基礎的理解に関する科目		別表第4A	10													
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目																
	特別支援教育に関する科目		別表第4B		27													
	専修専門科目	教科に関する専門的事項		別表第5C～5K														
		各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		別表第5C～5K			8	6	8									
		教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		別表第5C～5K			4	6	4									
		教育の基礎的理解に関する科目		別表第5A	4													
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目																
		特別支援教育に関する科目		別表第5B		18												
	自由選択科目	中学校の教科に関する専門的事項		別表第4C～4K, 5H～5I	20									4参照				
中学校の各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		別表第4C～4K	8															
合計							114	114	114									

- 備考
- 1 全専修において、小学校教諭一種免許状の取得要件が卒業要件となる。
  - 2 特別支援教育以外の専修では、中学校教諭一種免許状(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、家庭、保健体育、英語)、特別支援教育専修にあつては、特別支援学校教諭一種免許状の取得要件が卒業要件となる。
  - 3 専修基礎科目・専修専門科目については、所属する専修の授業科目を選択し、本表の要件にそつて修得すること。
  - 4 教育基礎専修の学生は、中学9教科(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、家庭、保健体育、英語)の中から1つの教科の中学校教諭一種免許状の取得要件を充たすことが卒業要件となるので、別表第4C～第4K及び別表第5H～第5Iの中から取得希望の中学校の教科に関する専門的事項20単位、中学校の各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)8単位を自由選択科目の枠として修得すること。
  - 5 小学校及び中学校の教員免許状を取得するためには、本表の要件を充たすとともに、「介護等体験」を行わなければならない。但し、特別支援教育専修の学生は、「介護等体験」は免除される。

# 学域GS科目, 学域GS言語科目

別表第2 A 学域GS科目

科目区分	科目番号	授業科目名	学年	授業時間				単位数	備考 (履修制限等)	
				前期		後期				
				Q 1	Q 2	Q 3	Q 4			
専門教育科目	初学者科目	10301	アカデミックスキル	1		○	○		1	重複履修不可
		10302	プレゼン・ディベート論	1			○	○	1	重複履修不可
	学域俯瞰科目	10015	大学・学問論	1				○	1	
		10016	ジェンダーと教育	1			○		1	重複履修不可
								○	1	
		10019	異文化理解 1	1			○		1	
		10020	異文化理解 2	1				○	1	
		10021	文学概論 1	1			○		1	
		10022	文学概論 2	1				○	1	
		10023	世界遺産学	1				○	1	
		10059	ルールリテラシー	1			○		1	
		10060	人文社会科学における法	1				○	1	
		10026	イメージの比較文化学	1			○		1	
		10050	防災学入門	1	○				2	集中講義
		10027	現代日本の文化と社会	2	○				1	
		10028	地域創造学 1	2	○				1	
		10029	地域創造学 2	2		○			1	
		90050	教育の制度と経営	3		○			2	学校教育学類生必修科目
		90270	生徒の生活と進路の指導論	3			○		2	学校教育学類生必修科目
	学域GS科目発展系科目群(※参照)は別に定める。									国際基幹教育院提供
	データサイエンス応用系科目	10070	データサイエンスの技術	1			○		1	
		10063	国際経済の理論とデータ	2	○				1	
		10064	国際貿易の理論とデータ	2	○				1	
		10066	情報処理	2				○	1	
		10067	計量政治分析実習	3			○		2	
		10055	ビジネス・データ分析 (ビジネス・データ・サイエンス)	—	○				1	
		10052	統計データ分析の基本(多変量解析)	—		○			1	
10031		データで考える日本の未来 (データサイエンス)	—			○		1		
10057		統計ソフトRによるビッグデータ分析	—			○		1		
10032		金融リテラシー	—				○	1		
10044		白書の講読と議論	—				○	1		
10056		地域課題解決と政策立案のための統計データ分析: EBPM(根拠に基づく政策立案)	—				○	1		
10068		統計学技能 I	—					2		
10069	統計学技能 II	—					3			
学域データサイエンス系発展系科目群(※参照)は別に定める										
修得すべき単位数								8		

※ 学域GS科目として、本学域が提供する科目(学域データサイエンス系発展系科目群を含む。)に加えて、国際基幹教育院が提供する「GS科目発展系科目群」の科目(GS科目の発展系として位置づけられる科目を言う。)を履修することができる。

なお、当該科目群の提供科目については別に定めるものとし、4月初めに公示する。

※ 学域GS科目は、課程認定を受けていない科目である。『教育の制度と経営』及び『生徒の生活と進路の指導論』は除く。

『アカデミックスキル』『プレゼン・ディベート論』『教育の制度と経営』『生徒の生活と進路の指導論』は学校教育学類生必修である。

## 学域GS科目について

学域GS科目は、共通教育科目のGS科目と同じように金沢大学<グローバル>スタンダード(KUGS)に対応して開講する専門教育科目で、主に1年次後期(Q3・Q4)、2年次前期(Q1・Q2)に開講します。複数開講されている中から計8単位以上(データサイエンス応用系科目2単位以上を含む)を選択して修得する必要があります。なお、本学類では8単位を超えて修得した学域GS科目は、卒業要件の単位には加算されません。

また、学域GS科目は、システム抽選対象科目となります。但し、学校教育学類生は「教育の制度と経営」「生徒の生活と進路の指導論」のシステム抽選対象になりません。

履修登録期間内の登録者数が各科目の適正人数(受講上限数)を超えた場合、履修登録期間終了後に、共通教育科目と同じくシステムにより抽選が行われます。

履修登録補正期間になると抽選結果をインターネットで確認できますので、履修が許可されなかった場合や履修登録を間違えた場合は、補正を行ってください。

なお、操作方法等は共通教育科目のシステム抽選対象科目と同じです。

※ 履修登録方法や抽選機能の詳細については、「金沢大学学生便覧」等を参照してください。

## 別表第2B 学域G S 言語科目

科目区分	科目番号	授業科目名	学年	開講単位数		備考
				必修	選択	
専門教育科目	学域GS言語科目	10101	学域G S 言語科目Ⅰ	2~4	1	
		10102		1~4		
		10201	学域G S 言語科目Ⅱ	2~4	1	
		10202		1~4		
修得すべき単位数				2		

※ 開講時期及び履修方法等の詳細は各学類で別に定める。

※ 科目番号10102及び10202は、海外研修等による単位認定時のみ使用する。

※ 学域GS言語科目は、課程認定を受けていない科目である。

## 学域GS言語科目について

学域GS言語科目は、人間社会学域専門教育科目の基礎的な内容を英語で話し、書き、発表することができるようになること、ひいては様々な実践的英語力を身につけ海外留学希望者の専門的な英語力の底上げを図ることを目的とした専門教育科目です。主に2年次前期(Q1、Q2)に開講します。「学域GS言語科目Ⅰ(1単位)」及び「学域GS言語科目Ⅱ(1単位)」を1単位ずつ計2単位以上修得する必要があります。

なお、学域GS言語科目は単位の重複履修が認められています(時間割が同じ時限の科目履修は不可)が、本学類では2単位を超えて修得した学域GS言語科目は、卒業要件の単位には加算されません。

また、授業による履修のほか、以下①～②の方法での単位修得も可能です。詳細は掲示等で案内します。

### ①外部検定試験による単位認定

外部検定試験で所定のスコアや成績を得た者は、申請により、学域GS言語科目の単位認定を受けることができます。対象となる外部検定試験等は下表のとおりです。

試験名	スコア等成績	認定単位
TOEIC(Listening & Reading Test)	630以上	「学域GS言語科目Ⅰ・Ⅱ」 2単位
TOEIC(Listening & Reading IP Test)	630以上	
TOEFL iBT	※	
TOEFL-ITP		
IELTS		

※ TOEFL iBT, TOEFL-ITP, IELTSのスコア等成績については、後日告知する予定です

### 【単位認定についての留意事項】

- ・成績評価は「認定」となります。
- ・認定された科目はGPA算出の対象外となります。
- ・認定単位数は、クォーターで定められた上限単位数には含めません。
- ・本制度による「学域GS言語科目」認定単位は2単位を限度とします。「学域GS言語科目Ⅰ・Ⅱ」のうち、既にどちらか1単位を修得している場合は、未修得の残りの1単位分を認定します。

### ②派遣留学や海外研修による単位修得方法

<派遣留学(本学との交流協定に基づく外国の大学への留学)>

留学先大学で修得した科目のシラバスの内容により、「学域GS言語科目」に限らず、その他の専門教育科目や共通教育科目全般が認定の対象科目となります。申請を希望する場合は、派遣留学前に人間社会系事務部学生課へ相談してください。

<派遣留学以外の海外研修>

本学類各学類提供の海外研修プログラムや国際機構ホームページ掲載の各種プログラムでの海外研修を行った場合、当該プログラムで規定される授業科目単位(学域GS言語科目以外の授業科目もあります)の修得が可能です。

詳細は掲示等で案内します。

## 学類共通科目

別表第3A 教育の基礎的理解に関する科目等

校種	免許法上の科目区分		科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位（時間）				単位数	開講単位数		備考	
	免許法の科目	科目に含まべき事項				前期		後期			その他専修 必修	特別支援 教育専修 必修		
						Q 1	Q 2	Q 3	Q 4					
幼小中高	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	90008	教育の理念と歴史A	2			1(1)		1	1	1		
			90009	教育の理念と歴史B	2				1(1)	1	1	1		
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	90000	教師論	1					2(2)	2	2	2	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	90050	教育の制度と経営	3		2(2)				2	2	2	学域GS科目として履修
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	90035	発達と学習の心理	2	2(2)					2	2	2	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	90370	特別支援教育概論	2				1(1)		1	1	1	
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	90072	教育課程論	2				1(1)		1	1	1	
小中	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	90090	道徳教育論	3			2(2)		2	2	2		
小中高		総合的な学習の時間の指導法	90380	総合的な学習の時間教育論	3		1(1)			1	1	1		
幼小中高		特別活動の指導法	90081	特別活動論	3	1(1)				1	1	1		
幼小中高		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	90116	教育方法学	3		2(2)			2	2	2		
小中高	生徒指導の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法	90270	生徒の生活と進路の指導論	3			2(2)	2	2	2	学域GS科目として履修		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法														
幼小中高	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	90290	教育相談論（教育・学校心理学）	3				2(2)	2	2	2			
幼小	教育実践に関する科目	教育実習	90348	教育実習A（幼・小）	3~4			4(8)		4	4	4		
中高			90349	教育実習B（中・高）	3~4			4(8)		4	4	4		
幼小			90350	教育実習事前事後指導A（幼・小）	3~4				1		1	1	1	
中高			90351	教育実習事前事後指導B（中・高）	3~4				1		1	1	1	
幼小中高			教職実践演習	90313	教職実践演習A（教論）	4			2(2)		2	2	2	集中
修得すべき単位数										32	27	欄外備考3参照		

備考1 「教育実習」の履修に関する詳細については、P.33の「教育実習実施要領」を参照すること。

2 特別支援教育専修の学生は、小学校教諭一種免許状と特別支援学校教諭一種免許状の取得が卒業要件となっているため、「障害児教育実習」を履修しなければならない。そのため、「教育実習B（中・高）」を履修する必要はない。より詳細については、P.33の「教育実習実施要領」を参照すること。

3 修得すべき単位数は、学域GS科目「教育の制度と経営」「生徒の生活と進路の指導論」を含んだ単位数である。

# 学類共通科目

別表第3B 小学校の教科指導法

免許法上の科目区分			科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位（時間）				単位数	開講単位数		備考
校種	免許法の科目	科目に含むべき事項				前期		後期			必修	選択必修	
						Q 1	Q 2	Q 3	Q 4				
小	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	国語（書写を含む。）	90130	初等国語科教育法	2	2(2)				2	2		
		社会	90131	初等社会科教育法	2	2(2)				2	2		
		算数	90132	算数科教育法	2			2(2)		2	2		
		理科	90133	初等理科教育法	2		2(2)			2	2		
		生活	90134	生活科教育法	3	2(2)				2	2		
		音楽	90135	初等音楽科教育法	2			2(2)		2	2		
		図画工作	90136	図画工作科教育法	2	2(2)				2	2		
		家庭	90137	初等家庭科教育法	2		2(2)			2	2		
		体育	90149	体育科教育法Ⅰ	2	1(1)				1	1		
			90150	体育科教育法Ⅱ	2		1(1)			1	1		
		外国語	90147	初等英語科教育法A	3		1(1)			1	1		
			90148	初等英語科教育法B	3			1(1)		1	1		
修得すべき単位数										20			

別表第3C 小学校（幼稚園）の教科（領域）に関する専門的事項

免許法上の科目区分			科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位（時間）				単位数	開講単位数		備考
校種	免許法の科目	科目に含むべき事項				前期		後期			必修	選択必修	
						Q 1	Q 2	Q 3	Q 4				
幼小	教科（領域）に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	14000	国語科基礎（書写を含む）	1		2(2)			2	2		
小		社会	14001	社会科基礎	1			2(2)	2	2			
幼小		算数	14002	算数科基礎	1			2(2)	2	2			
小		理科	14003	理科専門研究	1			2(2)	2	2			
幼小		生活	14004	生活科専門研究	3	2(2)				2	2		
			音楽	14005	ピアノ基礎	3	1(2)				1	1	
		図画工作	14006	ソルフェージュ基礎	2			1(2)	1	1			
			14007	絵画・彫刻	2			1(2)	1	1			
小		家庭	14008	デザイン・工作	2			1(2)	1	1			
幼小		家庭	14009	家政教育専門研究	1			2(2)	2	2			
			体育	14014	体育専門研究AⅠ	3	0.5(1)			0.5	0.5		
				14015	体育専門研究AⅡ	3		0.5(1)		0.5	0.5		
				14016	体育専門研究BⅠ	3			0.5(1)	0.5	0.5		
14017		体育専門研究BⅡ		3			0.5(1)	0.5	0.5				
小		外国語	14012	英語科基礎A	3		1(1)		1	1			
			14013	英語科基礎B	3			1(1)	1	1			
修得すべき単位数										10			

備考1 音楽、図画工作、体育、英語から1教科2単位以上を含めること。（※例えば「音楽」1単位と「図画工作」1単位では、この条件は充足しないことになるので注意すること。）

## 学類共通科目

別表第3D 大学が独自に設定する科目及び卒業論文

免許法上の科目区分			科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位（時間）				単位数	開講単位数				備考
校種	免許法の科目	科目に含まれるべき事項				前期		後期			教育基礎専修		その他専修		
						Q 1	Q 2	Q 3	Q 4		必修	選択必修	必修	選択必修	
幼小中高	大学が独自に設定する科目		90406	情報と教育	2	1(1)				1		1			
			90407	環境と教育	2			1(1)		1		1			
			90408	現代子ども学	2		1(1)			1		1			
			90409	学校インターンシップ	2	1(2)				1		1		1	集中
			90410	宿泊野外活動	1	1(1)				1		1		1	
-	-	-	14500	卒業論文	4	4				4		4			
修得すべき単位数										4		6			

別表第3E 幼稚園免許に関する科目（※幼稚園免許希望者）

免許法上の科目区分			科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位（時間）				単位数	開講単位数		備考		
校種	免許法の科目	科目に含まれるべき事項				前期		後期			必修			選択	
						Q 1	Q 2	Q 3	Q 4						
幼	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	90250	幼児の人間関係指導法	4	2(2)				2		2			
			90251	幼児の表現指導法	4	2(2)				2		2			
			90252	幼児の健康指導法	3			2(2)		2		2			
			90253	幼児の言葉指導法	4				2(2)	2		2			
			90254	幼児の環境指導法	4		2(2)			2		2			
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	90300	幼児理解の理論と方法	2			2(2)	2		2			
修得すべき単位数										12					

備考1 幼稚園免許状取得に必要な単位の詳細については、P30の「学校教育学類における教員免許状の取得方法について」を参照すること。

# 専門科目

別表第4A 教育基礎専修（専修基礎科目）

免許法上の科目区分等			科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数		備考
校種	免許法の科目	科目に含むべき事項				前期		後期			教育基礎専修	他専修	
						Q1	Q2	Q3	Q4				
幼小中高	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	90011	教育哲学	2				2(2)	2	2	2	
			90015	教育史	2		2(2)			2	2	2	
		90060	教育法制度論	2				2(2)		2	2	2	
		90062	教育社会学A	2	1(1)					1	1	1	
		90063	教育社会学B	2		1(1)				1	1	1	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	90031	発達心理学	2				2(2)	2	2	2	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	90101	教授学	2		2(2)			2	2	2	
			90109	学習指導論	3		2(2)			2	2	2	
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	90105	生活指導論	2				2(2)	2	2	2	
		90291	学校心理学(心理学的支援法)	3	2(2)					2	2	2	
修得すべき単位数										10			

別表第5A 教育基礎専修（専修専門科目）

免許法上の科目区分等			科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数		備考
校種	免許法の科目	科目に含むべき事項				前期		後期			教育基礎専修	他専修	
						Q1	Q2	Q3	Q4				
幼小中高	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	90012	教育原論特殊講義	3				2(2)	2	2	2	
			90016	教育史特殊講義	3				2(2)	2	2	2	
			90019	教育学演習I	4		1(1)			1	1	1	
			90020	教育学演習II	4				1(1)	1	1	1	
		90061	教育法制度論特殊講義	3				2(2)	2	2	2		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	90032	発達心理学特殊講義	3				2(2)	2	2	2	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	90102	教授学特殊講義	3				2(2)	2	2	2	
			90110	学習指導論特殊講義	3				2(2)	2	2	2	
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	90106	生活指導論特殊講義	3				2(2)	2	2	2	
		90286	学校心理学特殊講義	3				2(2)	2	2	2		
修得すべき単位数										4			

備考 1 詳細については別途専修ガイダンス等にて説明する。

# 専門科目

別表第4B 特別支援教育専修（専修基礎科目）

校種	免許法上の科目区分等			科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数			備考
	免許法の科目	科目に含むべき事項	中心となる領域				前期		後期			特別支援教育専修	他専修		
							Q1	Q2	Q3	Q4				必修	
特別支援学校	特別支援教育の基礎理論に関する科目			90500	特別支援教育の理念と歴史	2	2				2	2		2	
	特別支援教育領域に関する科目	心理、生理及び病理	聴覚	90510	聴覚障害の心理・生理・病理	2		2			2	2		2	
				90520	聴覚障害教育課程論	3	2				2	2		2	
		教育課程及び指導法	90521	聴覚障害指導法	3			2			2	2		2	
			90522	発声発語支援法	3		2				2	2		2	知的
	知的	90530	知的障害の心理・生理・病理	2			2			2	2		2	肢体	
		90540	知的障害教育課程論	3			2			2	2		2	肢体・病弱	
	肢体	90550	肢体不自由の心理・生理・病理	3	2					2	2		2	知的・病弱	
		90560	肢体不自由教育論	3			2			2	2		2		
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心理、生理及び病理	重・L	90570	ことばの障害とコミュニケーション	2			2		2	2		2	
				90581	発達障害指導法	3			2		2	2		2	
		90580	障害児教育基礎論	2		2				2	2		2	視覚・聴覚・知的・肢体・病弱	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習			90590	教育実習事前事後指導(特支)						1	1			
			90591	障害児教育実習						2	2				
修得すべき単位数											27				

別表第5B 特別支援教育専修（専修専門科目）

校種	免許法上の科目区分等			科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数			備考
	免許法の科目	科目に含むべき事項	中心となる領域				前期		後期			特別支援教育専修	他専修		
							Q1	Q2	Q3	Q4				必修	
特別支援学校	特別支援教育の基礎理論に関する科目			90600	障害児福祉教育論	4	2				2	2	2		
	特別支援教育領域に関する科目	心理・生理及び病理	聴覚	90611	音響聴覚学	3			2		2		2	2	隔年開講
				90630	人間発達の生理と障害	2	2				2		2	2	肢体
		教育課程及び指導法	90640	知的障害指導法	3			2			2		2	2	肢体・病弱
			90652	手話序論	2			2			2		2	2	
	知的	90651	障害乳幼児発達支援演習	2	2					2		2	2	肢体	
		重・L	90682	発達障害総論	4		2			2	a	2	2		
	90660		言語障害指導法	3			2		2	2		2			
	90664		重複障害児教育	3			2		2	2		2			
	90661	特別支援コーディネータ序論	4		2			2	2	2		2			
		心理・生理及び病理／教育課程及び指導法	重・L	90667	障害児教育基礎演習	2			2		2		2		聴覚・知的・肢体
				90683	特別支援教育学演習Ⅰ	4	1				1		1		
				90684	特別支援教育学演習Ⅱ	4			1		1		1		
修得すべき単位数											18				

- 備考
- 1 科目に含むべき事項欄の「心理・生理及び病理」は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」を、「教育課程及び指導法」は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」をそれぞれ示す。
  - 2 中心となる領域欄及び備考欄の「聴覚」は「聴覚障害者」、「知的」は「知的障害者」、「肢体」は「肢体不自由者」、「病弱」は「病弱者」、「重・L」は「重複・LD等」の領域をそれぞれあらわす。
  - 3 備考欄の領域は、科目に含まれる領域を示す。
  - 4 特別支援学校教諭一種免許状(聴・知・肢)取得に必要な単位を取得する場合、特別支援教育専修(専修専門科目)のうち「a」から1科目以上を選択し、修得すること。

# 専門科目

別表第4C 国語教育専修（専修基礎科目）

免許法上の科目区分等				科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数			備考
校種	科目区分	教科	科目に含むべき事項				前期		後期			国語教育専修		他専修	
							Q1	Q2	Q3	Q4		必修	選択必修		
中高		国語	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	34000	国語学概論	2	2(2)				2	2		2	
				34001	音声言語の研究と現 文章表現	2				2(2)	2	2		2	
				34002	国語史	2				2(2)	2	2		2	
				34019	日本文学概論・日本文学史	2	2(2)				2	2		2	
				34500	日本文学講読	2			2(2)		2	2		2	
				34501	日本文学基礎演習	2			2(2)		2	2		2	
				34025	古典文学基礎	2		2(2)			2	2		2	
				34020	漢文学基礎	2				2(2)	2	2		2	
				34024	漢文学演習	3				2(2)	2	2		2	
				34030	書道 (書写を中心とする。)	2				2(2)	2	2		2	
中高			各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	90160	中等国語科教育法 A	2			2(2)		2	2		2	
				90161	中等国語科教育法 B	3	2(2)				2	2		2	
				90162	国語科授業研究 I	3				2(2)	2	2		2	
				90163	国語科授業研究 II	4				2(2)	2	2		2	
修得すべき単位											28				

備考 1 教育基礎専修の学生が中学「国語」の免許状取得に必要な単位を修得する場合、別表第4C国語教育専修(専修基礎科目)の修得すべき全ての単位(28単位)を修得すること。  
2 高校「国語」の免許状取得に必要な単位の詳細については、P30の「学校教育学類における教員免許状の取得方法について」を参照すること。

別表第5C 国語教育専修（専修専門科目）

免許法上の科目区分等				科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数			備考
校種	科目区分	教科	科目に含むべき事項				前期		後期			国語教育専修		他専修	
							Q1	Q2	Q3	Q4		必修	選択必修		
中高		国語	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	34027	国語学演習 A 1	3	1(1)				1		1	1	
				34028	国語学演習 A 2	3		1(1)			1		1	1	
				34029	国語学演習 B 1	3				1(1)		1		1	1
				34031	国語学演習 B 2	3				1(1)		1		1	1
				34502	近現代文学演習	3			2(2)		2		2	2	
				34503	日本文学特殊講義	3		2(2)			2		2	2	
				34018	古典文学演習	3		2(2)			2		2	2	
				34026	古典文学講読	4	2(2)				2		2	2	
小 中高			各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	90139	国語科教育演習 A	3		2(2)			2		2	2	
				90164	国語科教育演習 B	4	2(2)				2		2	2	
小 中高			教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	90458	国語科教育実践研究 I	3		2(2)			2	2		2	
				90459	国語科教育実践研究 II	4		2(2)			2	2		2	
修得すべき単位											12				

# 専門科目

別表第4D 社会科教育専修（専修基礎科目）

校種	免許法上の科目区分等		科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数			備考	
	科目区分	教科 [ ]は高校の場合				科目に含まべき事項 [ ]は高校の場合	前期		後期		社会科教育専修	他専修			
							Q1	Q2	Q3				Q4		必修
中高	社会 [地理歴史]	日本史・外国史 [日本史]	34040	日本史	2	2				2	2	2			
			34045	ヨーロッパ圏理解A	2			2		2	2	2			
中	社会	地理学(地誌を含む。)	34047	東洋史	3			2		2	2	2			
			34060	地理学	2	2				2	2	2			
中高	社会[地理歴史]	地理学(地誌を含む。)	34061	地誌学	2			2		2	2	2			
			34070	法学	2			2		2	2	2			
			34071	政治学	2	2				2	2	2			
			34080	経済学	2					2	2	2	集中		
			34082	社会学Ⅰ	3			1		1	1	1			
			34083	社会学Ⅱ	3				1	1	1	1			
中	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		34090	哲学	2		2		2	2	2	2			
			90167	中等社会科教育法A	2			2		2	2	2			
			90168	中等社会科教育法B	3		2			2	2	2			
			90169	社会科授業研究Ⅰ	3			2		2	2	2			
			90170	社会科授業研究Ⅱ	4			2		2	2				
修得すべき単位										28					

備考 1 教育基礎専修の学生が中学「社会」の免許状取得に必要な単位を修得する場合、別表第4D社会科教育専修(専修基礎科目)の修得すべき全ての単位(28単位)を修得すること。  
2 高校「地理歴史」・「公民」の免許状取得に必要な単位の詳細については、P30の「学校教育学類における教員免許状の取得方法について」を参照すること。

別表第5D 社会科教育専修（専修専門科目）

校種	免許法上の科目区分等		科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数			備考	
	科目区分	教科 [ ]は高校の場合				科目に含まべき事項 [ ]は高校の場合	前期		後期		社会科教育専修	他専修			
							Q1	Q2	Q3				Q4		必修
中高	社会 [地理歴史]	日本史・外国史 [日本史]	34041	日本史A	2			2		2	2	2			
			34042	日本史B	3	2				2	2	2			
			34043	日本史演習A	3	2				2	2	2			
			34044	日本史演習B	3				2	2	2	2			
			34046	西洋近・現代史概説	3	2				2	2	2			
			34048	歴史学実習	2					2	2	2	集中		
			34049	西洋史演習A	4	2				2	2	2			
			34050	西洋史演習B	4			2		2	2	2			
			34062	自然地理学	3		2			2	2	2			
			34063	農村地理学	2				2	2	2	2	隔年開講		
			34064	都市地理学	2				2	2	2	2	隔年開講		
			34065	地理学演習A	3	2				2	2	2			
			34066	地理学演習B	3				2	2	2	2			
			中高	社会 [公民]	「法学, 政治学」 [「法学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」]	34072	行政法	3			2		2	2	2
34073	法学演習A	4				2				2	2	2			
34074	法学演習B	4						2		2	2	2			
34091	倫理学	3						2		2	2	2			
34092	哲学史	3				2				2	2	2			
34093	哲学演習	3							2	2	2	2			
高	[公民]		34094	宗教学	3		2		2	2	2				
			34095	現代青年心理学	4	2				2	2	2			
小	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		90140	社会科教育演習A	3			2		2	2	2			
中			90171	社会科教育演習B	4			2		2	2	2			
中高			90172	社会科・地理歴史科教育法A	3			2		2	2	2			
			90173	社会科・地理歴史科教育法B	3			2		2	2	2			
			90174	社会科・公民科教育法A	3		2			2	2	2			
			90175	社会科・公民科教育法B	3				2	2	2	2			
小			教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	社会[地理歴史]	90460	社会科教育実践研究Ⅰ	2			2		2	2	2	
90461					社会科教育実践研究Ⅱ-A	3		2		2	2	2	2		
90462					社会科教育実践研究Ⅱ-B	4		2			2	2	2	2	
修得すべき単位										12					

備考 1 「社会科教育実践研究Ⅱ-A」及び「社会科教育実践研究Ⅱ-B」の修得単位は、以下のとおり算入できる免許・教科が異なるため、注意すること。  
・「社会科教育実践研究Ⅱ-A」は中学社会及び高校地理歴史科の免許状取得に必要な単位として算入可。高校公民科への算入は不可。  
・「社会科教育実践研究Ⅱ-B」は中学社会及び高校公民科の免許状取得に必要な単位として算入可。高校地理歴史科への算入は不可。

## 専門科目

別表第4E 数学教育専修（専修基礎科目）

免許法上の科目区分等				科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数			備考
校種	科目区分	教科	科目に含むべき事項				前期		後期			数学教育専修		他専修	
							Q1	Q2	Q3	Q4		必修	選択必修		
中高	教科に関する専門的事項	数学	代数学	34100	代 数 学 基 礎 A	2				2(2)	2	2		2	
				34101	代 数 学 基 礎 B	3		2(2)			2	2		2	
			幾何学	34110	幾 何 学 基 礎 A	2			2(2)		2	2		2	
				34111	幾 何 学 基 礎 B	3		2(2)			2	2		2	
			解析学	34120	解 析 学 基 礎 A	2・3			2(2)		2	2		2	隔年開講
				34121	解 析 学 基 礎 B	3・4		2(2)			2	2		2	隔年開講
			「確率論, 統計学」	34130	確 率 ・ 統 計	3・4		2(2)			2	2		2	隔年開講
				34131	行 列 と 行 列 式	2	2(2)				2	2		2	
				34132	微 分 積 分	2		2(2)			2	2		2	
			コンピュータ	34140	コ ン ピ ュ ー タ	2	2(2)				2	2		2	
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	90176	数 学 科 教 育 法 A	2			2(2)		2	2		2			
		90177	数 学 科 教 育 法 B	3	2(2)				2	2		2			
		90178	数 学 科 授 業 研 究 I	3			2(2)		2	2		2			
		90179	数 学 科 授 業 研 究 II	4			2(2)		2	2		2			
修得すべき単位											28				

備考 1 教育基礎専修の学生が中学「数学」の免許状取得に必要な単位を修得する場合、別表第4E数学教育専修(専修基礎科目)の修得すべき全ての単位(28単位)を修得すること。

2 高校「数学」の免許状取得に必要な単位の詳細については、P30の「学校教育学類における教員免許状の取得方法について」を参照すること。

別表第5E 数学教育専修（専修専門科目）

免許法上の科目区分等				科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数			備考
校種	科目区分	教科	科目に含むべき事項				前期		後期			数学教育専修		他専修	
							Q1	Q2	Q3	Q4		必修	選択必修		
中高	教科に関する専門的事項	数学	代数学	34105	代 数 学 演 習	2			1(1)		1		1	1	
				34106	現 代 代 数 学	3				1(1)	1		1	1	
			幾何学	34115	幾 何 学 演 習	2				1(1)	1		1	1	
				34116	現 代 幾 何 学	3				1(1)	1		1	1	
			解析学	34125	解 析 学 演 習	2				1(1)	1		1	1	
				34126	現 代 解 析 学	3				1(1)	1		1	1	
			「確率論, 統計学」	34133	集 合 と 位 相	2	2(2)				2		2	2	
				34134	数 学 演 習 I	4		2(2)			2		2	2	
				34135	数 学 演 習 II	4			2(2)		2		2	2	
			小	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	90180	数 学 科 教 育 演 習	4		2(2)			2		2	2
90141	算 数 科 教 育 演 習	4					2(2)		2		2	2			
小	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	90463	算 数 科 教 育 実 践 研 究	3	2(2)				2	2		2			
90464		数 学 科 教 育 実 践 研 究	4	2(2)				2	2		2				
修得すべき単位											12				

# 専門科目

別表第4F 理科教育専修（専修基礎科目）

免許法上の科目区分等				科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数			備考		
校種	科目区分	教科	科目に含むべき事項				前期		後期			理科教育専修	他専修				
							Q1	Q2	Q3	Q4				必修		選択必修	選択
中高	教科に関する専門的事項	理科	物理学	34150	理科内容基礎A(物理学)	2		2(2)			2	2		2			
				34151	理科内容発展A(物理学)	2			2(2)		2	2		2			
			物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	34160	理科実験A(物理学)	3		1(3)			1	1		1			
			化学	34170	理科内容基礎B(化学)	2	2(2)				2	2		2			
				34171	理科内容発展B(化学)	2			2(2)		2	2		2			
			化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	34180	理科実験B(化学)	3		1(3)			1	1		1			
			生物学	34190	理科内容基礎C(生物学)	2		2(2)			2	2		2			
				34191	理科内容発展C(生物学)	2				2(2)	2	2		2			
			生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	34200	理科実験C(生物学)	3	1(3)				1	1		1			
			地学	34210	理科内容基礎D(地学)	2	2(2)				2	2		2			
				34211	理科内容発展D(地学)	2				2(2)	2	2		2			
			地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	34220	理科実験D(地学)	3	1(3)				1	1		1			
			各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	90183	中等理科教育法A	2				2(2)	2	2		2			
				90184	中等理科教育法B	3	2(2)				2	2		2			
90185	理科授業研究I	3					2(2)	2	2		2						
90186	理科授業研究II	4					2(2)	2	2		2						
修得すべき単位											28						

備考 1 教育基礎専修の学生が中学「理科」の免許状取得に必要な単位を修得する場合、別表第4F理科教育専修(専修基礎科目)の修得すべき全ての単位(28単位)を修得すること。

2 高校「理科」の免許状取得に必要な単位の詳細については、P30の「学校教育学類における教員免許状の取得方法について」を参照すること。

別表第5F 理科教育専修（専修専門科目）

免許法上の科目区分等				科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数			備考		
校種	科目区分	教科	科目に含むべき事項				前期		後期			理科教育専修	他専修				
							Q1	Q2	Q3	Q4				必修		選択必修	選択
中高	教科に関する専門的事項	理科	物理学	34152	理科内容演習AⅠ(物理学)	3			2(2)	2		2	2				
				34153	理科内容演習AⅡ(物理学)	4	2(2)			2		2	2				
				34154	教職物理学	2		1(1)			1		1	1	理工学域開設		
			化学	34172	理科内容演習BⅠ(化学)	3			2(2)		2		2	2			
				34173	理科内容演習BⅡ(化学)	4	2(2)				2		2	2			
			生物学	34192	理科内容演習CⅠ(生物学)	3				2(2)	2		2	2			
				34193	理科内容演習CⅡ(生物学)	4	2(2)				2		2	2			
			地学	34212	理科内容演習DⅠ(地学)	3			2(2)		2		2	2			
34213	理科内容演習DⅡ(地学)	4			2(2)			2		2	2						
小中高	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		90142	理科教育演習Ⅰ	3			2(2)	2		2	2					
			90187	理科教育演習Ⅱ	4		2(2)			2		2	2				
小中高	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		90465	理科教育実践研究Ⅰ	3	2(2)			2	2		2					
			90466	理科教育実践研究Ⅱ	4	2(2)				2	2		2				
修得すべき単位											12						

# 専門科目

別表第4G 音楽教育専修（専修基礎科目）

免許法上の科目区分等				科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数			備考			
校種	科目区分	教科	科目に含むべき事項				前期		後期			音楽教育専修	他専修					
							Q1	Q2	Q3	Q4				必修		選択必修	選択	
中高	教科に関する専門的事項	音楽	ソルフェージュ	34230	ソルフェージュ	2	2(2)				2	2		2				
			声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	34240	歌唱法 I	2			2(2)				2	2		2		
				34241	アンサンブル A (声楽)	2			1(2)				1	1		1	合併授業	
				34242	アンサンブル B (声楽)	3			1(2)				1	1		1		
				34243	日本の伝統的歌唱法	3	1(1)						1	1		1	連続開講	
			34250	和楽器奏法	3	1(1)						1	1		1			
			器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	34251	伴奏法	3	1(2)						1	1		1		
				34252	ピアノ奏法 I	2			2(2)				2	2		2		
				34253	アンサンブル D (木管)	2			1(2)				1	1		1		
				34254	アンサンブル E (金管)	3	1(2)						1	1		1		
			指揮法	34260	指揮法	4	1(2)						1	1		1		
				34270	音楽理論及び和声学(作曲・編曲を含む) I	2		2(2)					2	2		2		
				34271	音楽史 A (西洋音楽)	3	2(2)						2	2		2	集中講義	
						34272	音楽史 B (日本及び世界の音楽)	3	2(2)				2	2		2	集中講義	
			各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)			90190	音楽科教育法 A	2			2(2)				2	2	2	
						90191	音楽科教育法 B	2			2(2)				2	2	2	
						90192	音楽科授業研究 I	3			2(2)				2	2	2	
						90193	音楽科授業研究 II	4			2(2)				2	2	2	
			修得すべき単位										28					

備考 1 教育基礎専修の学生が中学「音楽」の免許状取得に必要な単位を修得する場合、別表第4G音楽教育専修(専修基礎科目)の修得すべき全ての単位(28単位)を修得すること。

2 高校「音楽」の免許状取得に必要な単位の詳細については、P30の「学校教育学類における教員免許状の取得方法について」を参照すること。

別表第5G 音楽教育専修（専修専門科目）

免許法上の科目区分等				科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数			備考		
校種	科目区分	教科	科目に含むべき事項				前期		後期			音楽教育専修	他専修				
							Q1	Q2	Q3	Q4				必修		選択必修	選択
中高	教科に関する専門的事項	音楽	声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	34244	歌唱法 II	3			2(2)				2	2	2		
				34245	歌唱法演習 I	4	2(2)						2	a	2		
				34246	歌唱法演習 II	4			2(2)				2		2		
				34247	アンサンブル C (声楽)	4			1(2)				1	1	1	2年・3年と合併授業	
			器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	34255	ピアノ奏法 II	3			2(2)				2	2	2		
				34256	ピアノ奏法演習 I	4	2(2)						2	b	2		
				34257	ピアノ奏法演習 II	4			2(2)				2		2	2	
			音楽理論・作曲法(編曲法を含む。) 音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	34273	音楽理論及び和声学(作曲・編曲を含む) II	2			(2)				2	c	2	2	2年・3年合わせて単位付与
				3	(2)												
				34274	作曲(編曲を含む)演習 I	4	2(2)						2	2	2		
				34275	作曲(編曲を含む)演習 II	4			2(2)				2	2	2		
小中高	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		90143	音楽科教育演習 I	4	2(2)				2	d	2	2				
		90194	音楽科教育演習 II	4			2(2)					2	2				
小中高	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		90467	音楽科教育実践研究 I	3	2(2)				2	2	2	2				
		90468	音楽科教育実践研究 II	4	2(2)						2	2	2				
修得すべき単位										12							

備考 1 「a～d」の4つの分野のうち1分野を選択し、4単位を修得すること。

# 専門科目

別表第4I 家政教育専修（専修基礎科目）

校種	科目区分	教科	科目に含まべき事項	科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数			備考	
							前期		後期			家政教育専修		他専修		
							Q1	Q2	Q3	Q4		必修	選択必修			選択
中高	教科に関する専門的事項	家庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	34330	家政学原論	2	2(2)				2	2		2		
				34331	家庭経営学(家庭経済学を含む。)	2				2(2)		2	2		2	
				34332	家族関係学	3	2(2)					2	2		2	
			被服学(被服製作実習を含む。)	34340	被服科学I	2				2(2)		2	2		2	
				34341	被服科学実験	3				1(3)		1	1		1	
				34342	被服構成実習	3				1(3)		1	1		1	
			食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	34366	食環境学	3				2(2)		2	2		2	
				34352	調理実習	3			1(3)			1	1		1	
			住居学(製図を含む。)	34367	住生活学I	2	1(1)					1	1		1	
				34368	住生活学II(製図を含む。)	2			1(1)			1	1		1	
			保育学(実習及び家庭看護を含む。)	34374	保育学概論(家庭看護を含む。)(福祉心理学)	2			2(2)			2	2		2	
34371	保育学(実習を含む。)	2					2(2)		2	2		2				
高			34381	電気・機械・情報概論	3		1(1)			1	1		1			
中高	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		90207	中等家庭科教育法A	2			2(2)		2	2		2			
		90208	中等家庭科教育法B	3	2(2)				2	2		2				
		90209	家庭科授業研究I	3				2(2)		2	2		2			
		90210	家庭科授業研究II	4				2(2)		2	2		2			
修得すべき単位										28						

備考 1 教育基礎専修の学生が中学「家庭」の免許状取得に必要な単位を修得する場合、別表第4I家政教育専修(専修基礎科目)の校種に「中学」を含む全単位(27単位)に加えて、別表第5I家政教育専修(専修専門科目)「教科に関する専門的事項」または「家庭科教育演習B」から1単位以上を修得すること。  
2 高校「家庭」の免許状取得に必要な単位の詳細については、P30の「学校教育学類における教員免許状の取得方法について」を参照すること。

別表第5I 家政教育専修（専修専門科目）

校種	科目区分	教科	科目に含まべき事項	科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数			備考
							前期		後期			家政教育専修		他専修	
							Q1	Q2	Q3	Q4		必修	選択必修		
中高	教科に関する専門的事項	家庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	34333	家庭経営学演習I	3				2(2)	2		2	2	
				34334	家庭経営学演習II	4		2(2)			2		2	2	
			被服学(被服製作実習を含む。)	34343	被服科学II	3		2(2)			2		2	2	
				34344	被服科学演習I	3			2(2)		2		2	2	
			被服学(被服製作実習を含む。)	34345	被服科学演習II	4	2(2)				2		2	2	
				食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	34351	健康栄養学実習	3	1(3)				1		1	1
			34359		栄養生理学	3	2(2)				2		2	2	
			住居学(製図を含む。)	34364	住環境論I	3	1(1)				1		1	1	
				34365	住環境論II	3		1(1)			1		1	1	
			保育学(実習及び家庭看護を含む。)	34372	保育学演習I	3				2(2)		2		2	2
34373	保育学演習II	4		2(2)				2		2	2				
小中高	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		90145	家庭科教育演習A	3				2(2)	2		2	2		
		90211	家庭科教育演習B	4	2(2)				2		2	2			
中高	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		90471	家庭科教育実践研究I	3	2(2)				2	2		2		
		90472	家庭科教育実践研究II	4	2(2)				2		2	2			
修得すべき単位										12					

# 専門科目

別表第4H 美術教育専修（専修基礎科目）

免許法上の科目区分等				科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数			備考	
校種	科目区分	教科	科目に含むべき事項				前期		後期			美術教育専修				
							Q1	Q2	Q3	Q4		必修	選択必修	選択		
中高	教科に関する専門的事項	美術	絵画 (映像メディア表現を含む。)	34600	絵画基礎 A (映像メディア表現を含む)	2			1(2)		1	1		1		
				34601	絵画基礎 B (映像メディア表現を含む)	2				1(2)		1	1		1	
				34602	絵画 I A	3	1(2)					1	1		1	
				34603	絵画 I B	3		1(2)				1	1		1	
				34604	絵画 II A	3			1(2)			1	1		1	
				34605	絵画 II B	3				1(2)		1	1		1	
			彫刻	34620	彫刻基礎 A	2	1(2)					1	1		1	
				34621	彫刻基礎 B	2		1(2)				1	1		1	
				34622	彫刻 I A	3	1(2)					1	1		1	
				34623	彫刻 I B	3		1(2)				1	1		1	
				34624	彫刻 II A	3			1(2)			1	1		1	
			34625	彫刻 II B	3				1(2)		1	1		1		
			デザイン (映像メディア表現を含む。)	34640	デザイン基礎 A (映像メディア表現を含む)	2			1(2)			1	1		1	
				34641	デザイン基礎 B (映像メディア表現を含む)	2				1(2)		1	1		1	
				34642	デザイン I A	3	1(2)					1	1		1	
				34643	デザイン I B	3		1(2)				1	1		1	
				34644	デザイン II A	3			1(2)			1	1		1	
				34645	デザイン II B	3				1(2)		1	1		1	
中		工芸	34310	工芸基礎	2	2(4)				2	2		2			
中高	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		90195	中等美術科教育法 A	2			2(2)		2	2		2			
		90196	中等美術科教育法 B	2				2(2)		2	2		2			
		90232	美術科授業研究 I A	3			1(1)			1	1		1			
		90233	美術科授業研究 I B	3				1(1)		1	1		1			
		90234	美術科授業研究 II A	4			1(1)			1	1		1			
		90235	美術科授業研究 II B	4				1(1)		1	1		1			
修得すべき単位											28					

備考 1 教育基礎専修の学生が中学「美術」の免許状を取得する場合、別表第4H美術教育専修(専修基礎科目)の修得すべき全ての単位(28単位)に加えて、別表第5H美術教育専修(専修専門科目)の「教科に関する専門的事項」の中から、「美術史(美術理論を含む)」2単位を修得すること。  
2 高校「美術」の免許状取得に必要な単位の詳細については、P30の「学校教育学類における教員免許状の取得方法について」を参照すること。

別表第5H 美術教育専修（専修専門科目）

免許法上の科目区分等				科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数			備考
校種	科目区分	教科	科目に含むべき事項				前期		後期			美術教育専修		他専修	
							Q1	Q2	Q3	Q4		必修	選択必修		
中高	教科に関する専門的事項	美術	絵画 (映像メディア表現を含む。)	34606	絵画Ⅲ A	4	1(2)				1		1	1	
				34607	絵画Ⅲ B	4		1(2)			1		1	1	
				34608	絵画制作研究 A	4			1(2)		1		1	1	
				34609	絵画制作研究 B	4				1(2)	1		1	1	
			彫刻	34626	彫刻Ⅲ A	4	1(2)				1		1	1	
				34627	彫刻Ⅲ B	4		1(2)			1		1	1	
				34628	彫刻制作研究 A	4			1(2)		1		1	1	
				34629	彫刻制作研究 B	4				1(2)	1		1	1	
			デザイン (映像メディア表現を含む。)	34646	デザインⅢ A	4	1(2)				1		1	1	
				34647	デザインⅢ B	4		1(2)			1		1	1	
				34648	デザイン制作研究 A	4			1(2)		1		1	1	
				34649	デザイン制作研究 B	4				1(2)	1		1	1	
中		工芸	34311	工芸論	2	2(2)				2		2	2	隔年開講・集中講義	
中高		美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	34324	比較美術史 A (美術理論を含む)	3	1(1)			1	1		1			
			34325	比較美術史 B (美術理論を含む)	3		1(1)		1	1		1			
			34326	西洋美術史 A	3	1(1)			1		1	1			
			34327	西洋美術史 B	3		1(1)		1		1	1			
			34328	西洋美術史 C	3			1(1)	1		1	1			
			34329	西洋美術史 D	3				1(1)	1		1	1		
			34323	美術実地研究	3		1(2)		1		1	1	1	集中講義	
小	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		90144	図画工作科教育演習	4	2(2)				2		2	2		
中高			90199	美術科教育演習	4			2(2)		2		2	2		
小	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		90469	図画工作科教育実践研究	3	2(2)				2	2		2		
中高			90470	美術科教育実践研究	4	2(2)				2	2		2		
修得すべき単位											12				

# 専門科目

別表第4J 保健体育専修（専修基礎科目）

校種	免許法上の科目区分等			科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数			備考
	科目区分	教科	科目に含むべき事項				前期		後期			保健体育専修	他専修		
							Q1	Q2	Q3	Q4				必修	
中高	教科に関する専門的事項	保健体育	体育実技	34660	体操・器械運動Ⅰ	2	0.5(2)				0.5	0.5		0.5	
				34661	体操・器械運動Ⅱ	2		0.5(2)			0.5	0.5		0.5	
				34662	陸上競技Ⅰ	2	0.5(2)				0.5	0.5		0.5	
				34663	陸上競技Ⅱ	2		0.5(2)			0.5	0.5		0.5	
				34664	水泳Ⅰ	3	0.5(2)				0.5	0.5		0.5	
				34665	水泳Ⅱ	3		0.5(2)			0.5	0.5		0.5	
				34666	球技AⅠ	3	0.5(2)				0.5	0.5		0.5	
				34667	球技AⅡ	3		0.5(2)			0.5	0.5		0.5	
				34668	球技BⅠ	3			0.5(2)		0.5	0.5		0.5	
				34669	球技BⅡ	3				0.5(2)	0.5	0.5		0.5	
				34670	武道A	2			0.5(2)		0.5	0.5		0.5	
				34671	武道B	2				0.5(2)	0.5	0.5		0.5	
				34672	ダンスⅠ	3	0.5(2)				0.5	0.5		0.5	
				34673	ダンスⅡ	3		0.5(2)			0.5	0.5		0.5	
		34405	体育心理学Ⅰ	3	1(2)				1	1		1			
		34406	体育心理学Ⅱ	3		1(2)			1	1		1			
		34410	運動学概論(運動方法学を含む)	2			1(2)		1	1		1			
		34423	バイオメカニクスⅠ	2			1(2)		1	1		1			
		34424	バイオメカニクスⅡ	2				1(2)	1	1		1			
		34425	表現運動学Ⅰ	2			1(2)		1	1		1			
		34426	表現運動学Ⅱ	2				1(2)	1	1		1			
		34427	生理学(運動生理学を含む)	2			1(2)		1	1		1			
		34428	生理学Ⅱ(運動生理学を含む)	2				1(2)	1	1		1			
		34431	衛生学及び公衆衛生学Ⅰ	3	1(2)				1	1		1			
		34432	衛生学及び公衆衛生学Ⅱ	3		1(2)			1	1		1			
		34443	学校保健Ⅰ(小児保健,精神保健,学校安全及び救急処置を含む)	3	1(2)				1	1		1			
		34444	学校保健Ⅱ(小児保健,精神保健,学校安全及び救急処置を含む)	3		1(2)			1	1		1			
		各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	90236	保健体育科教育法AⅠ	2			1(2)		1	1		1		
			90237	保健体育科教育法AⅡ	2				1(2)	1	1		1		
			90238	保健体育科教育法BⅠ	2			1(2)		1	1		1		
			90239	保健体育科教育法BⅡ	2				1(2)	1	1		1		
			90240	保健体育科授業研究Ⅰ	3				1(2)	1	1		1		
			90241	保健体育科授業研究Ⅱ	3					1(2)	1	1		1	
			90242	保健体育科授業研究Ⅲ	4				1(2)	1	1		1		
90243	保健体育科授業研究Ⅳ		4					1(2)	1	1		1			
修得すべき単位											28				

備考 1 教育基礎専修の学生が中学「保健体育」の免許状取得に必要な単位を修得する場合、別表第4J保健体育専修(専修基礎科目)の修得すべき全ての単位(28単位)を修得すること。  
 2 高校「保健体育」の免許状取得に必要な単位の詳細については、P30の「学校教育学類における教員免許状の取得方法について」を参照すること。

別表第5J 保健体育専修（専修専門科目）

免許法上の科目区分等				科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数			備考
校種	科目区分	教科	科目に含むべき事項				前期		後期			保健体育専修		他専修	
							Q1	Q2	Q3	Q4		必修	選択必修		
中高	教科に関する専門的事項	保健体育	「体育原理, 体育心理学, 体育経営管理学, 体育社会学, 体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	34680	バイオメカニクス演習 I	3	1(1)				1		1	1	
				34681	バイオメカニクス演習 II	3		1(1)			1		1	1	
				34682	バイオメカニクス演習 III	3			1(1)		1		1	1	
				34683	バイオメカニクス演習 IV	3				1(1)	1		1	1	
				34684	バイオメカニクス演習 V	4	0.5(1)				0.5		0.5	0.5	
				34685	バイオメカニクス演習 VI	4		0.5(1)			0.5		0.5	0.5	
				34686	バイオメカニクス演習 VII	4			0.5(1)		0.5		0.5	0.5	
				34687	バイオメカニクス演習 VIII	4				0.5(1)	0.5		0.5	0.5	
			生理学(運動生理学を含む。)	34688	生理学演習 I	3	1(1)				1		1	1	
				34689	生理学演習 II	3		1(1)			1		1	1	
				34690	生理学演習 III	3			1(1)		1		1	1	
				34691	生理学演習 IV	3				1(1)	1		1	1	
				34692	生理学演習 V	4	0.5(1)				0.5		0.5	0.5	
				34693	生理学演習 VI	4		0.5(1)			0.5		0.5	0.5	
				34694	生理学演習 VII	4			0.5(1)		0.5		0.5	0.5	
			学校保健(小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む。)	34695	生理学演習 VIII	4				0.5(1)	0.5		0.5	0.5	
				34696	学校保健演習 I	3	1(1)				1		1	1	
				34697	学校保健演習 II	3		1(1)			1		1	1	
				34698	学校保健演習 III	3			1(1)		1		1	1	
				34699	学校保健演習 IV	3				1(1)	1		1	1	
				34700	学校保健演習 V	4	0.5(1)				0.5		0.5	0.5	
34701	学校保健演習 VI	4			0.5(1)			0.5		0.5	0.5				
34702	学校保健演習 VII	4			0.5(1)		0.5		0.5	0.5					
34703	学校保健演習 VIII	4				0.5(1)	0.5		0.5	0.5					
小	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	90244	体育科教育演習 I	3	1(1)				1		1	1			
小		90245	体育科教育演習 II	3		1(1)			1		1	1			
中高		90691	保健体育科教育演習 I	3			1(1)		1		1	1			
中高		90692	保健体育科教育演習 II	3				1(1)	1		1	1			
中高		90693	保健体育科教育演習 III	4	0.5(1)				0.5		0.5	0.5			
中高		90694	保健体育科教育演習 IV	4		0.5(1)			0.5		0.5	0.5			
中高		90695	保健体育科教育演習 V	4			0.5(1)		0.5		0.5	0.5			
中高	90696	保健体育科教育演習 VI	4				0.5(1)	0.5		0.5	0.5				
小	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	90697	体育科教育実践研究 I	3	1(2)				1	1		1			
小		90698	体育科教育実践研究 II	3		1(2)			1	1		1			
中高		90699	保健体育特殊講義 I	2			1(1)		1	1		1			
		90700	保健体育特殊講義 II	2				1(1)	1	1		1			
		90701	保健体育科教育実践研究 I	4	1(2)				1	1		1			
90702	保健体育科教育実践研究 II	4		1(2)			1	1		1					
修得すべき単位											12				

# 専門科目

別表第4K 英語教育専修（専修基礎科目）

免許法上の科目区分等				科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数			備考
校種	科目区分	教科	科目に含むべき事項				前期		後期			英語教育専修		他専修	
							Q1	Q2	Q3	Q4		必修	選択必修		
							Q1	Q2	Q3	Q4		必修	選択必修	選択	
中高	教科に関する専門的事項	英語	英語学	34450	英語学概論 A	2	2(2)				2	2		2	
				34451	英語学概論 B	2			2(2)		2	2		2	
				34452	英語音声学	2	1(1)				1	1		1	
				34453	英文法	2		1(1)			1	1		1	
			英語文学	34470	英語文学概説 A (イギリス)	2	1(1)				1	1		1	
				34471	英語文学概説 B (イギリス)	2		2(2)			1	1		1	
				34472	英語文学概説 C (アメリカ)	2			1(1)		1	1		1	
				34473	英語文学概説 D (アメリカ)	2				1(1)	1	1		1	
				34474	英語文学演習 A	3	1(1)				1	1		1	
				34475	英語文学演習 B	3			1(1)		1	1		1	
				英語コミュニケーション	34480	英作文 A	2	1(1)				1	1		1
			34481		英作文 B	2		1(1)			1	1		1	
			34482		英会話 A	2			1(1)		1	1		1	
			34483		英会話 B	2				1(1)	1	1		1	
			異文化理解	34491	異文化理解 A	2			1(1)		1	1		1	
				34492	異文化理解 B	2				1(1)	1	1		1	
				34493	異文化理解 C	3	1(1)				1	1		1	
				34494	異文化理解 D	3		1(1)			1	1		1	
			各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	90212	英語科教育法 A	2			2(2)		2	2		2	
				90213	英語科教育法 B	3	2(2)				2	2		2	
90214	英語科授業研究 I	3				2(2)		2	2		2				
90215	英語科授業研究 II	4					2(2)	2	2		2				
修得すべき単位											28				

備考 1 教育基礎専修の学生が中学「英語」の免許状取得に必要な単位を修得する場合、別表第4K英語教育専修(専修基礎科目)の修得すべき全ての単位(28単位)を修得すること。

2 高校「英語」の免許状取得に必要な単位の詳細については、P30の「学校教育学類における教員免許状の取得方法について」を参照すること。

別表第5K 英語教育専修（専修専門科目）

免許法上の科目区分等				科目番号	授業科目名	学年	開講学期・単位(時間)				単位数	開講単位数			備考
校種	科目区分	教科	科目に含むべき事項				前期		後期			英語教育専修		他専修	
							Q1	Q2	Q3	Q4		必修	選択必修		
							Q1	Q2	Q3	Q4		必修	選択必修	選択	
中高	教科に関する専門的事項	英語	英語学	34454	英語学演習 A	3			1(1)		1	1	1		
				34455	英語学演習 B	3			1(1)		1	1	1		
				34456	英語学特殊講義	4			2(2)		2	2	2		
			英語文学	34476	英語文学演習 C	3		1(1)			1	1	1		
				34477	英語文学演習 D	3			1(1)		1	1	1		
				34478	英語文学特殊講義	4			2(2)		2	2	2		
				34484	英作文 C	2		1(1)			1	1	1		
			英語コミュニケーション	34485	英作文 D	2			1(1)		1	1	1		
				34486	英会話 C	3	1(1)				1	1	1		
				34487	英会話 D	3		1(1)			1	1	1		
			各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	90216	英語科教育演習 I	4	2(2)				2	2	2		
				90217	英語科教育演習 II	4			2(2)		2	2	2		
			教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	90475	英語科教育実践研究 I	3		2(2)			2	2	2		
90476	英語科教育実践研究 II	4		2(2)				2	2	2					
修得すべき単位											12				

## 2 教育課程履修上の 注意事項

- 【1】 専修配属について
- 【2】 履修上の注意
- 【3】 「金沢大学人間社会学域学校教育学類で  
教師になるためのノート」について
- 【4】 教育職員免許状取得方法
- 【5】 教育実習実施要領
- 【6】 各種プログラムについて



## 【1】専修配属について

### 1. 2021年度入学者 学校教育学類専修受け入れ可能数（特別支援・音楽・美術・家政・保健体育専修の推薦入学者を除く）

コース	専修	受入れ可能数*1	スクリーニングテスト
教育科学	教育基礎	19	面接
	特別支援教育	6	面接, 小論文
教科教育学	国語教育	9	小論文（おもに基礎的な国語力を見るもの）
	社会科教育	14	面接
	数学教育	9	ペーパーテスト
	理科教育	11	理科教員志望を試す面接（簡単な実技検査を含む）
	音楽教育*3	3	実技試験, 筆記試験, 面接
	美術教育	8	面接
	家政教育	6	面接
	保健体育	4	面接
	英語教育	9	試験（英語を読む・書くこと的能力を試す）, 1年前期の成績*4
計		98	

\*1 受入れ可能数は変更となる場合があります。

\*2 特別選抜（総合型選抜Ⅱ・学校推薦型選抜Ⅱ）〔専修枠〕による入学者は枠内の希望第一専修に優先して配属します。

\*3 音楽教育専修においては、希望者数が受入可能数を下回る場合でも、希望分野によってスクリーニングテストを実施する場合があります。

\*4 英語教育専修のスクリーニングテストにおいては、以下の1~4のうちのいずれかひとつと5を同時に充足している場合、試験が免除されます。いずれの場合も合格証書、又はスコアを証明できる書類を示す必要があります。該当する場合は、指定の期間内に人間社会系事務部学生課教務係（以下、人社系教務係）に申し出て指示を受けてください。

1. 実用英語技能検定（英検）1級・又は準1級を所持

2. TOEICスコア 750以上獲得

3. TOEFL iBTスコア 78以上獲得

4. IELTSバンドスコア 6以上獲得

5. 1年前期の成績のGPAが2.8以上

\*5 後期一括入試の入学者については、音楽教育専修を除く全ての専修においてスクリーニングテストが免除され、無条件で希望する専修に配属されます。なお、受け入れ可能数には影響を与えません。

\*6 「英語による学位取得プログラム」（P35に詳細記載）は、英語教育専修で実施されます。

### 2. 専修配属の手続き

○専修配属は、一括募集による入学生と転学類生を合わせて、1年後期に実施します。

○第1希望の専修に所属できるとは限りませんので、第2希望以降の専修も熟考してください。

○専修配属のおもなスケジュールは、以下のとおりです。

	時期	備考
1) 専修説明会の開催	2021年10月下旬～11月上旬	各専修の説明会に出席すること。 （11専修の説明会を昼休みの時間帯に、日を変えて順次開催する。）
2) 専修所属希望届の提出 （提出後に専修所属の調整）	2021年11月中旬	所定の用紙に第1希望～第5希望を記入し、人社系教務係に提出する。締め切りは厳守のこと。
3) 専修所属結果の通知	2022年1月下旬	掲示により通知する。

\*1 スクリーニングテストにより第1希望から外れた者は、第2希望以降の専修で受入れ可能な専修に所属することになります。

\*2 第5希望までの専修において受入れ可能な専修がない場合、受入れ可能な専修を対象に再度希望届を提出することになります。

### 3. その他

○専修配属に関する各専修及び人社系教務係からの通知は、適宜、掲示で行います。

○専修配属後の2年生以上について、転専修を希望する場合、1月末日までに人社系教務係に申し出てください。

## 【2】履修上の注意

- (1) 教育科学コース教育基礎専修及び教科教育学コースの学生は、別表第1Bに規定する要件を満たすとともに、①小学校教諭一種免許状、②所属する専修に関わる教科（教育基礎専修の学生にあつては、希望の教科）の中学校教諭一種免許状、以上二つの免許状取得のための所要単位を修得する必要があります。

教育科学コース特別支援教育専修の学生は、別表第1Bに規定する要件を満たすとともに、①小学校教諭一種免許状、②特別支援学校教諭一種免許状、以上二つの免許状取得のための所要単位を修得する必要があります。

なお、小学校及び中学校の教員免許状取得のためには、このほかに「介護等体験」を行う必要があります（教育科学コース特別支援教育専修の学生を除く）。

- (2) 教育実習の履修について

① 教育実習はP.33「教育実習実施要領」により履修してください。

② 教育実習履修申請は、定められた時期までに学校教育学類長に届け出る必要があります。届出の方法は別に指示します。

③ 教育科学コース特別支援教育専修の学生は、Ⅶ期に「障害児教育実習」を履修する必要があります。

④ 真にやむを得ない事情により教育実習の履修を辞退しようとする者については、所定の手続きにより、他の単位への卒業要件の振り替えを認めることがあります（Ⅶ期実習のみ）。

- (3) 別表第3Aから第5Kにおいて授業科目に付した「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ…」は、授業科目の段階性を示し、履修順序の厳守を指示しています。また「A、B、C…」は、授業科目の領域を示します。

- (4) 授業科目によっては、授業の形態・設備等により受講人数を制限することがあります。

- (5) 講義内容等については、シラバスを活用してください。履修科目の登録は、指定された期日までに行う必要があります。

- (6) 履修登録及び成績交付については、P.23～P.24の【履修登録について】の説明を参照してください。

- (7) 英語の外部検定試験受験義務化について

社会のグローバル化が急速に進むなか、本学では、さまざまな場でグローバルに活躍できる高度人材育成のため、「徹底した国際化による、グローバル社会を牽引する人材育成と金沢大学ブランドの確立」をテーマに各種取組を進めています。

そうした取組の一つとして、本学では英語の外部検定試験受験を義務化しており、人間社会学域学生は、最低2回の受験が必要となります。

1回目の受験…1年次にGS言語科目「TOEIC準備」においてTOEICテストに必要な英語能力向上をはかり、大学が実施するTOEIC-IPテストを第4クォーターに受験。

2回目の受験…専門教育科目「学域GS言語科目」において人間社会学域に共通する基礎的な英語の学習等を学び、その成果の確認も含め、再度英語の外部検定試験（TOEIC以外も可、詳細は下表参照）を受験。

上記2回目の英語の外部検定試験受験は、下表のとおり、本学類では学域GS言語科目Ⅱの単位認定要件となります。詳細については、別に掲示等でお知らせします。

**なお、卒業要件として在学中に TOEIC（TOEIC-IP を含む）等を受験し、TOEIC スコア 530 以上相当が必要になります。**

[ 2 回目の英語の外部検定試験の取扱い ]

取扱い	受験時期 (推奨)	対象外部検定試験	受験免除者
受験することが「学域GS言語科目Ⅱ」の単位認定要件の一部となります	2年次後期以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TOEIC 公開テスト (Listening &amp; Reading Test)</li> <li>・ TOEIC-IP (Listening &amp; Reading IP Test)</li> <li>・ TOEFL iBT</li> <li>・ TOEFL-ITP</li> <li>・ IELTS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TOEIC 760以上(またはそれに相当する対象英語外部検定試験のスコアや成績)のスコアを有する者</li> <li>・ 大学が定める英語圏を国籍とする者</li> </ul>

※TOEFL iBT, TOEFL-ITP, IELTSのスコア等成績については、後日告知します。

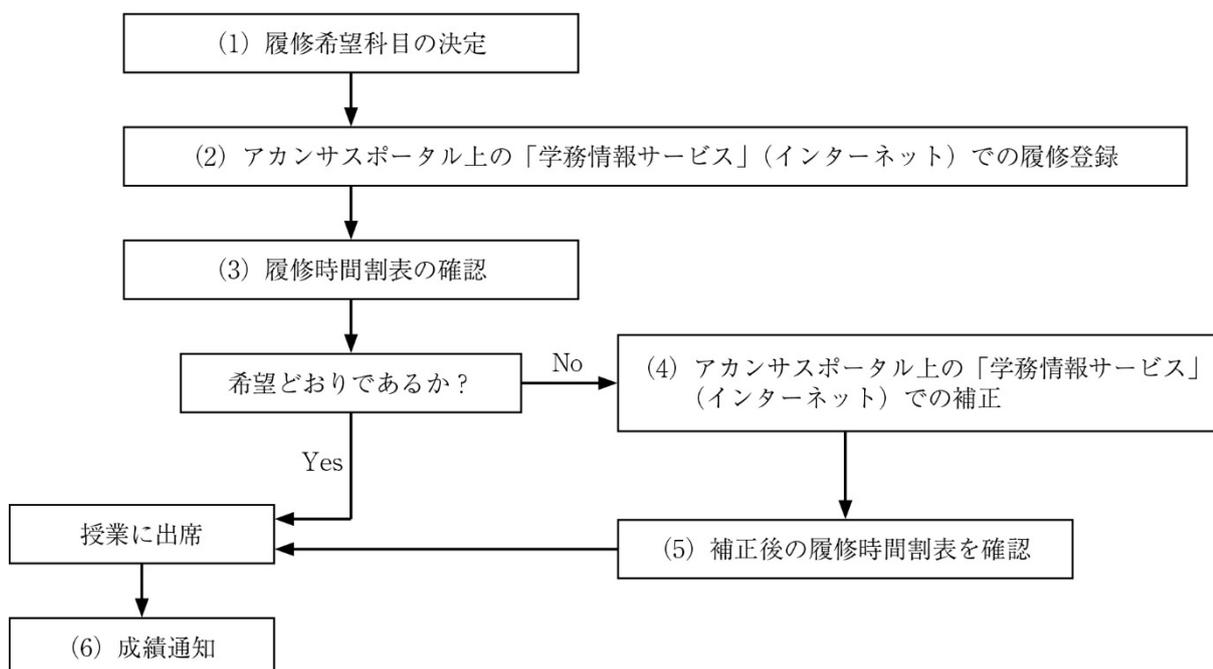
【履修登録について】

その学期・クォーターに開講される科目で単位認定を希望する科目は、集中講義も含め、すべてその学期・クォーター毎に履修登録が必要です。期限までに履修登録を完了しない場合や手続きミス等を行うと、その学期・クォーターでの履修ができませんので、各自の責任で十分注意して行ってください。履修に関してはあくまで自己責任です。登録方法に不明な点があれば、人社系教務係まで問い合わせてください。

履修登録において最も重要なことは、履修登録期間後に学務情報サービス上の履修時間割表を確認(補正)することです。履修時間割表には、毎週の授業科目はもちろん、集中講義等も含めて、当該学期・クォーター開講科目のうち単位認定を希望する全科目が記載されていなければなりません(履修時間割表に載っていない科目は、授業に出席し試験を受けても単位認定はされません。)ので、必ず全内容を確認してください。毎年「卒業論文」, 「教育実習」, 「教育実習事前事後指導」等の登録ミスが頻繁におこっていますので、くれぐれも注意して下さい。

また、履修登録についての指示、方法、期限等は全てアカンサスポータルでの通知と掲示にて行ないますので、必ず通知・掲示板を確認するようにしてください。

【履修登録等の流れ図】(詳細は「金沢大学学生便覧」を参照)



(1) 履修希望科目の決定

授業時間割表、シラバス（記載されている履修条件に注意）などを参考に、履修希望科目を決定してください。

同一時限（部分重複を含む。）に複数科目（共通教育科目を含む。）を重複して登録することはできません。

前学期・クォーターからの継続科目は、当該学期・クォーターは登録済みとなっていますので、再度の登録は不要です。別科目に変更したい時は希望科目の登録と継続科目の削除の両方の手続きが必要です。

他学域の専門科目の受講を希望する場合は、事前に科目担当教員の内諾を得た後、「他学域授業科目履修願」（指定様式）を人社系教務係で受領し、担当教員の了承印を得て人社系教務係へ提出してください（この場合アカンサスポータル上の「学務情報サービス」での登録は不要です。）。

※ 学校教育学類細則第6条により、他学域又は他学類で認定された科目及び単位は、卒業に必要な科目及び単位の中に含めることはできません。

(2) アカンサスポータル上の「学務情報サービス」での履修登録

履修登録は、次のとおりアカンサスポータル上の「学務情報サービス」を利用して行います。所定の期限までに必ず登録を完了してください。

① 本学公式ホームページから「アカンサスポータル」にログイン後、「学務情報サービス」にログインします。

② トップページから「履修・成績情報」⇒「履修登録」の順に進みます。

③ 登録したい科目種別を選択し、登録したい科目を追加します。

※ 集中講義（実施期間が重複した場合、1科目選択になります。）や教育実習等、実施時期が遅い科目も含め、その学期・クォーター中に開講される科目で単位認定を希望するすべての科目を入力してください。ただし、前学期・クォーターからの継続科目や評価保留科目の入力は不要です。

※ 履修登録できる単位数は上限が決められているので超過しないように注意してください（詳細は金沢大学人間社会学域規程第8条別表第5を参照）。

(3) 履修時間割表の確認

「学務情報サービス」の履修時間割表で希望どおり登録されているか確認してください。希望どおり登録されていれば、その時点で履修許可科目が確定します。

(4) アカンサスポータル上の「学務情報サービス」での補正

(5) 補正後の履修時間割表を確認

補正（追加・削除）する場合は、(2)の履修登録と同じ方法で行ってください。補正後は、正しく補正を行えたか、履修時間割表で確認してください。

(6) 成績通知

成績公開は、次学期・クォーターが始まるまでにアカンサスポータル上の「学務情報サービス」で行ないます。

成績通知表の評語は、S・A・B・C・合・認定・不可・否の評価のほかに、保留・放棄（履修許可された科目を履修しなかった場合）の10評語です。S・A・B・C・合・認定の評価を得た授業科目についてのみ単位が認定されます。

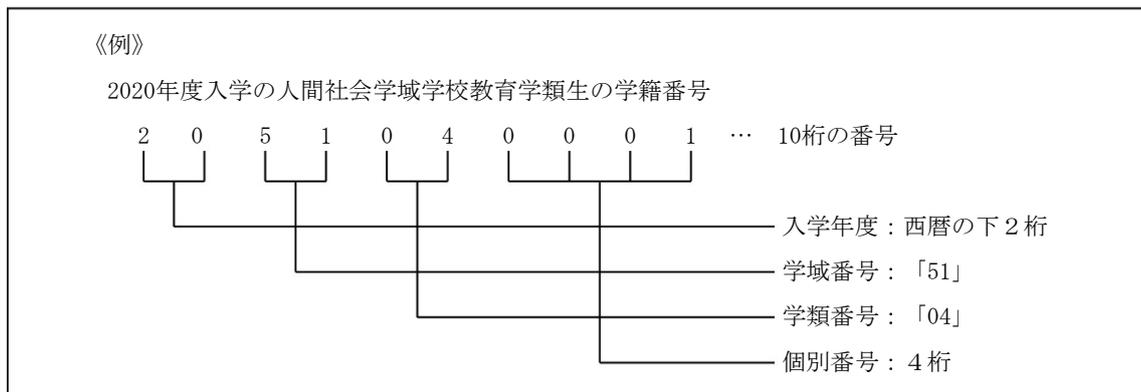
成績が保留の科目で次学期・クォーターに単位認定を希望する場合は、次学期・クォーター当初に必ず担当教員に申し出て、指示を受けなければなりません。この場合は、履修登録の必要はありません。

成績の評価結果について、疑義がある場合は成績公開から定められた期日までに共通教育科目は基幹教育学務係に、専門教育科目は人社系教務係に申し出てください。

【手続きに必要な番号】

(1) 学籍番号

学生生活において、様々な手続きに使用される番号で原則卒業時まで変更しません。



(2) 名列番号

出欠や試験（答案用紙）等に使うので必ず暗記してください。なお、名列番号は、学籍番号とは関係がなく、かつ2年次開始時等に変更することがあるので特に注意してください。

(3) 時間割コード

本学で開講するすべての授業科目を5桁の数字で表示していますが、同一科目が複数開講される場合は、枝番がつきます。

なお、同一科目であっても年度・学期・クォーター・時間帯等により時間割コードが変わる場合もあるので、必ず授業時間割表で確認してください。

### 【3】 「金沢大学人間社会学域学校教育学類で教師になるためのノート」について

学校教育学類では、全学生が『金沢大学人間社会学域学校教育学類で教師になるためのノート』（通称「なるためノート」）に取り組むことになっています。

詳細は別途配付される「なるためノート」に記載されています。また、入学後、「初学者ゼミ」などで具体的な説明がありますので、よく聞いてください。以下に要点のみを箇条書きします。

- (1) 「なるためノート」は専門教育科目の履修の準備として1年生から取り組みます。
- (2) 学生各自に「なるためノート」の指導教員（学類の教員）が定められます。指導教員と連絡を取り、課題を提出し、面談してアドバイスを受け、「ポイント」取得を確認してください。
- (3) ポイント数は、決められた時期に確認します。1～3年生までの各学年の終わりに「目標値」を定めています。各時点を目標値以上で通過することを目指してください。
- (4) 課題で作成したレポートはバインダーに必ず保管してください。4年生の授業科目「教職実践演習A」の中で、自分の4年間の歩みを振り返る際の大切な資料となります。

## 【4】教育職員免許状取得方法

### (1) 共通教育科目における必修科目について

教育職員免許状を取得するためには、共通教育科目のうち「日本国憲法概説」，「保健体育関連科目」，「外国語コミュニケーション関連科目」，「情報機器の操作関連科目」から各2単位以上（計8単位以上）修得する必要があります。授業科目の詳細は、次の表を参照してください。

教育職員免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応して開設されている共通教育科目及び単位数		備 考
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	
日 本 国 憲 法	2	日本国憲法概説	2	必修
体 育	2	エクササイズ&スポーツ 実技	1	「エクササイズ&スポーツ実技」から1単位以上含む2単位以上選択必修。 なお、「エクササイズ&スポーツ 実技」0.5単位の科目を2科目以上履修し、1単位以上修得したとみなすことも可。
		スポーツ科学/メンタルトレーニングⅠ	1	
		スポーツ科学/メンタルトレーニングⅡ	1	
		スポーツ科学/スポーツの歴史（日本）	1	
		スポーツ科学/スポーツの歴史（西洋）	1	
		スポーツ科学/身体運動心理学Ⅰ	1	
		スポーツ科学/身体運動心理学Ⅱ	1	
		スポーツ科学/健康教育入門Ⅰ	1	
		スポーツ科学/健康教育入門Ⅱ	1	
		スポーツ科学/スポーツ健康科学入門Ⅰ	1	
		スポーツ科学/スポーツ健康科学入門Ⅱ	1	
		スポーツ科学/スポーツ生理学入門Ⅰ	1	
		スポーツ科学/スポーツ生理学入門Ⅱ	1	
		スポーツ科学/身体運動の神経制御Ⅰ	1	
スポーツ科学/身体運動の神経制御Ⅱ	1			
外国語コミュニケーション	2	TOEIC準備Ⅰ	1	A群
		TOEIC準備Ⅱ	1	
		TOEIC準備Ⅲ	1	
		TOEIC準備Ⅳ	1	
		English for Academic Purposes(EAP)Ⅰ	1	B群
		English for Academic Purposes(EAP)Ⅱ	1	
		English for Academic Purposes(EAP)Ⅲ	1	
		English for Academic Purposes(EAP)Ⅳ	1	
		ドイツ語A1-1	1	
		ドイツ語A1-2	1	
		ドイツ語A2-1	1	
		ドイツ語A2-2	1	
		ドイツ語A3-1	1	
		ドイツ語A3-2	1	
		ドイツ語A4-1	1	
		ドイツ語A4-2	1	
		ドイツ語B-1	1	
		ドイツ語B-2	1	
		ドイツ語C-1	1	
		ドイツ語C-2	1	
		フランス語A1-1	1	
		フランス語A1-2	1	
		フランス語A2-1	1	
		フランス語A2-2	1	
		フランス語A3-1	1	
		フランス語A3-2	1	
フランス語A4-1	1			
フランス語A4-2	1			
フランス語B-1	1			
フランス語B-2	1			

次のいずれかの組み合わせとする。

・ A群から1単位とB群から1単位以上の2単位以上選択必修

・ B群から2単位以上選択必修

外国語コミュニケーション	2	フランス語C-1	1	
		フランス語C-2	1	
		ロシア語A1-1	1	
		ロシア語A1-2	1	
		ロシア語A2-1	1	
		ロシア語A2-2	1	
		ロシア語A3-1	1	
		ロシア語A3-2	1	
		ロシア語A4-1	1	
		ロシア語A4-2	1	
		ロシア語B-1	1	
		ロシア語B-2	1	
		ロシア語C-1	1	
		ロシア語C-2	1	
		中国語A1-1	1	
		中国語A1-2	1	
		中国語A2-1	1	
		中国語A2-2	1	
		中国語A3-1	1	
		中国語A3-2	1	
		中国語A4-1	1	
		中国語A4-2	1	
		中国語B-1	1	
		中国語B-2	1	
		中国語C-1	1	
		中国語C-2	1	
		朝鮮語A1-1	1	
		朝鮮語A1-2	1	
		朝鮮語A2-1	1	
		朝鮮語A2-2	1	
		朝鮮語A3-1	1	
		朝鮮語A3-2	1	
		朝鮮語A4-1	1	
		朝鮮語A4-2	1	
朝鮮語B-1	1			
朝鮮語B-2	1			
朝鮮語C-1	1			
朝鮮語C-2	1			
情報機器の操作	2	データサイエンス基礎	1	必修
		情報の科学	1	

(2) 取得可能な免許状の種類【学校教育学類】

免許状の種類	免許教科・特別支援教育領域
幼稚園教諭一種免許状	
小学校教諭一種免許状	
中学校教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，英語
高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，英語
特別支援学校教諭一種免許状	聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者

(3) 教育職員免許法に定める免許状取得に必要な単位数

免許法上の科目区分		免許状の種類		
		小一免	中一免	高一免
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	30	28	24
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）			
教育の基礎的理解に関する科目		10	10	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		10	10	8
教育実践に関する科目	教育実習	5	5	3
	教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		2	4	12
計		59	59	59

免許法上の科目区分		免許状の種類	
		幼一免	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	16	
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）		
教育の基礎的理解に関する科目		10	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		4	
教育実践に関する科目	教育実習	5	
	教職実践演習	2	
大学が独自に設定する科目		14	
計		51	

備考1 表中の各免許状を取得するためには、別表第3A～5K（第4B及び第5Bを除く。）において、免許法上の科目区分と「校種」（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）が対応している科目から、それぞれ必要な単位数を修得しなければならない。

2 表中の「大学が独自に設定する科目」には、別表第3D及び「教科及び教科の指導法に関する科目」、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」のうち、取得免許状の校種に対応している科目の余剰単位をあてることができる。

(4) 学校教育学類における教育職員免許状の取得方法について

以下に記載するのは、卒業要件に必要な教育職員免許状の取得方法です。

1 小学校教諭一種免許状取得のための修得単位

免許法上の科目区分		カリキュラム履修上の最低修得単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	別表第3C「小学校(幼稚園)の教科(領域)に関する専門的事項」から5教科10単位以上(うち音楽, 図画工作, 体育, 英語から1教科2単位以上を含む。)
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)	別表第3B「小学校の教科指導法」から10教科20単位
教育の基礎的理解に関する科目		別表第3A「教育の基礎的理解に関する科目等」の「教育の基礎的理解に関する科目」から以下6科目10単位 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の理念と歴史 2単位</li> <li>・教師論 2単位</li> <li>・教育の制度と経営 2単位</li> <li>・発達と学習の心理 2単位</li> <li>・特別支援教育概論 1単位</li> <li>・教育課程論 1単位</li> </ul>
道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目		別表第3A「教育の基礎的理解に関する科目等」の「道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目」から以下6科目10単位 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育論 2単位</li> <li>・総合的な学習の時間教育論 1単位</li> <li>・特別活動論 1単位</li> <li>・教育方法学 2単位</li> <li>・生徒の生活と進路の指導論 2単位</li> <li>・教育相談論(教育・学校心理学) 2単位</li> </ul>
教育実践に関する科目	教育実習	別表第3A「教育の基礎的理解に関する科目等」の「教育実習」から以下2科目5単位 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育実習A(幼・小) 4単位</li> <li>・教育実習事前事後指導A(幼・小) 1単位</li> </ul>
	教職実践演習	別表第3A「教育の基礎的理解に関する科目等」の「教職実践演習」から「教職実践演習A(教諭)」2単位
大学が独自に設定する科目		別表第3D「大学が独自に設定する科目及び卒業論文」の「大学が独自に設定する科目」から2単位以上 教育基礎専修の場合は, 別表第3D「大学が独自に設定する科目及び卒業論文」の「大学が独自に設定する科目」, 別表第4A「教育基礎専修(専修基礎科目)」及び別表第5A「教育基礎専修(専修専門科目)」から2単位以上

2 中学校教諭一種免許状取得のための修得単位

免許法上の科目区分		カリキュラム履修上の最低修得単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	[美術・家庭以外の教科] 所属する専修もしくは希望する教科の専修の別表第4C~G及び4J~K「専修基礎科目」から28単位。
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)	[美術] 別表第4H「美術教育専修(専修基礎科目)」から28単位及び別表第5H「美術教育専修(専修専門科目)」から「美術史(美術理論を含む)」2単位。 [家庭] 別表第4I「家政教育専修(専修基礎科目)」から「電気・機械・情報概論」を除く27単位及び別表第5I「家政教育専修(専修専門科目)」の「教科に関する専門的事項」または「家庭科教育演習B」から1単位以上。
教育の基礎的理解に関する科目		別表第3A「教育の基礎的理解に関する科目等」の「教育の基礎的理解に関する科目」から6科目10単位(小学校教諭一種免許状の★と同様)
道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目		別表第3A「教育の基礎的理解に関する科目等」の「道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目」から6科目10単位(小学校教諭一種免許状の☆と同様)

教育実践に関する科目	教育実習	別表第3 A「教育の基礎的理解に関する科目等」の「教育実習」から以下の2科目5単位 ・教育実習B（中・高） 4単位 ・教育実習事前事後指導B（中・高） 1単位
	教職実践演習	別表第3 A「教育の基礎的理解に関する科目等」の「教職実践演習」から「教職実践演習A（教諭）」2単位
大学が独自に設定する科目		以下別表の科目で校種に「中学校」が含まれる科目から、教科が「美術」の場合は2単位以上、それ以外の場合は4単位以上 ・別表第3 D「大学が独自に設定する科目及び卒業論文」の「大学が独自に設定する科目」 ・所属する専修の別表第5 C～5 K「専修専門科目」（教育基礎専修以外） ・別表第4 A「教育基礎専修（専修基礎科目）」及び別表第5 A「教育基礎専修（専修専門科目）」

### 3 特別支援学校教諭一種免許状について（教育科学コース特別支援教育専修のみ）

- ① 基礎資格として小学校の教員免許状を併せて取得する必要があります。
- ② 特別支援教育専修の必修及び選択必修科目45単位を修得することによって、特別支援学校教諭一種免許状（聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者の教育に関する領域）が取得できます。
- ③ 「特別支援教育領域」に関する質問等は、特別支援教育専修担当教員まで問い合わせてください。

### 4 その他免許状取得のための修得単位

卒業要件以外の高等学校及び幼稚園教諭一種免許状の取得を希望する場合の修得単位は次のとおりです。ただし、高等学校教諭一種免許状については、取得する卒業要件の中学校教諭一種免許状の教科と同じ教科の免許状を取得する場合があります。

#### 1) 高等学校教諭一種免許状

教科	カリキュラム履修上の最低修得単位数
家庭，地理歴史，公民以外の教科	各専修の卒業要件を充たすことにより取得可能
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育基礎専修の学生は、卒業要件に加え、別表第4 I「家政教育専修（専修基礎科目）」から「電気・機械・情報概論」を修得すること。</li> <li>■家政教育専修の学生は、卒業要件を充たすことにより取得可能。</li> </ul>
地理歴史	<ul style="list-style-type: none"> <li>■別表第4 D「社会科教育専修（専修基礎科目）」から以下の4科目8単位 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本史 2単位</li> <li>・ヨーロッパ圏理解A 2単位</li> <li>・東洋史 2単位</li> <li>・地誌学 2単位</li> </ul> </li> <li>■別表第5 D「社会科教育専修（専修専門科目）」の「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」から以下16単位 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然地理学 2単位</li> <li>・「農村地理学」及び「都市地理学」から2単位以上</li> <li>・社会科・地理歴史科教育法A及びB 4単位</li> <li>・他、校種「高校」、教科「地理歴史」の科目 8単位</li> </ul> </li> <li>■別表第3 A「教育の基礎的理解に関する科目等」から校種に「高校」を含む必修科目 25単位</li> <li>■上記の他、以下別表の科目で校種に「高校」を含む科目から10単位以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第3 D「大学が独自に設定する科目及び卒業論文」の「大学が独自に設定する科目」</li> <li>・別表第4 A「教育基礎専修（専修基礎科目）」</li> <li>・別表第5 A「教育基礎専修（専修専門科目）」</li> <li>・別表第5 D「社会科教育専修（専修専門科目）」の教科が「地理歴史」の科目（社会科教育専修の学生は「社会科教育実践研究Ⅱ-A」を必ず含むこと。）</li> </ul> </li> </ul>

公民	<ul style="list-style-type: none"> <li>■別表第4D「社会科教育専修（専修基礎科目）」から以下の5科目10単位 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律学 2単位</li> <li>・政治学 2単位</li> <li>・経済学 2単位</li> <li>・社会学 2単位</li> <li>・哲学 2単位</li> </ul> </li> <li>■別表第5D「社会科教育専修（専修専門科目）」の「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」から以下14単位 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会科・公民科教育法A及びB 4単位</li> <li>・他、校種「高校」、教科「公民」の科目 10単位</li> </ul> </li> <li>■別表第3A「教育の基礎的理解に関する科目等」から校種に「高校」を含む必修科目 25単位</li> <li>■上記の他、以下別表の科目で校種に「高校」を含む科目から10単位以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第3D「大学が独自に設定する科目及び卒業論文」の「大学が独自に設定する科目」</li> <li>・別表第4A「教育基礎専修（専修基礎科目）」</li> <li>・別表第5A「教育基礎専修（専修専門科目）」</li> <li>・別表第5D「社会科教育専修（専修専門科目）」の教科が「公民」の科目（社会科教育専修の学生は「社会科教育実践研究Ⅱ-B」を必ず含むこと。）</li> </ul> </li> </ul>
----	--

2) 幼稚園教諭一種免許状

免許法上の科目区分		カリキュラム履修上の最低修得単位数
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	別表第3C「小学校（幼稚園）の教科（領域）に関する専門的事項」の校種に「幼稚園」を含む科目を3教科6単位
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）	別表第3E「幼稚園免許に関する科目」の「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」から5科目10単位
教育の基礎的理解に関する科目		別表第3A「教育の基礎的理解に関する科目等」の「教育の基礎的理解に関する科目」から6科目10単位（小学校教諭一種免許状の★と同様）
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		<ul style="list-style-type: none"> <li>■別表第3A「教育の基礎的理解に関する科目等」の「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」から以下2科目4単位 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育方法学 2単位</li> <li>・教育相談論（教育・学校心理学） 2単位</li> </ul> </li> <li>■別表第3E「幼稚園免許に関する科目」の「幼児理解の理論と方法」 2単位</li> </ul>
教育実践に関する科目	教育実習	別表第3A「教育の基礎的理解に関する科目等」の「教育実習」から以下2科目5単位 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育実習A（幼・小） 4単位</li> <li>・教育実習事前事後指導A（幼・小） 1単位</li> </ul>
	教職実践演習	別表第3A「教育の基礎的理解に関する科目等」の「教職実践演習」から「教職実践演習A（教諭）」2単位
大学が独自に設定する科目		以下別表の科目で校種に「幼稚園」を含む科目から12単位以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第3D「大学が独自に設定する科目及び卒業論文」の「大学が独自に設定する科目」</li> <li>・別表第4A「教育基礎専修（専修基礎科目）」</li> <li>・別表第5A「教育基礎専修（専修専門科目）」</li> <li>・別表第3C「小学校（幼稚園）の教科（領域）に関する専門的事項」の校種に「幼稚園」を含む科目で3教科6単位を超えて修得した単位</li> </ul>

## 【5】教育実習実施要領

### 実習の種類等

専修	実習期		3年次実習	4年次実習
	実習期間	科目名 及び実習校		
特別支援教育専修以外 〔※1〕	3週間		○教育実習A（幼・小） 附属小学校	○教育実習B（中・高） 協力中学校
			○教育実習B（中・高） 附属中学校	○教育実習A（幼・小） 協力小学校
特別支援教育専修 〔※2〕	3週間		○教育実習A（幼・小） 附属小学校	○障害児教育実習 附属特別支援学校 協力特別支援学校 （ろう学校, 養護学校等）

※1 特別支援教育専修以外の学生は、3年次実習に「教育実習A（幼・小）」を履修した場合、4年次実習は「教育実習B（中・高）」を履修し、3年次実習に「教育実習B（中・高）」を履修した場合、4年次実習は「教育実習A（幼・小）」を履修すること。

※2 特別支援教育専修の学生は、「教育実習A（幼・小）」（3年次実習）及び「障害児教育実習」（4年次実習）を履修すること。障害児教育実習は特別支援学校教諭免許状のための教育実習である。

※3 幼稚園教諭一種免許状取得を希望する学生は、幼稚園で実施する「学校インターンシップ」を履修することが望ましい。

### 教育実習履修のための要件

#### 1 教育実習A（幼・小）・教育実習B（中・高）の履修要件

以下の科目及び単位を修得済み又は履修中であること。

	教育実習A（幼・小）		教育実習B（中・高）	
	3年次実習	4年次実習	3年次実習	4年次実習
教育の基礎的理解に関する科目等	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の理念と歴史</li> <li>教師論</li> <li>教育の制度と経営</li> <li>発達と学習の心理</li> <li>特別支援教育概論</li> <li>教育課程論</li> <li>総合的な学習の時間</li> <li>教育論</li> <li>教育方法学</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の理念と歴史</li> <li>教師論</li> <li>教育の制度と経営</li> <li>発達と学習の心理</li> <li>特別支援教育概論</li> <li>教育課程論</li> <li>総合的な学習の時間</li> <li>教育論</li> <li>教育方法学</li> <li>幼児理解の理論と方法（幼稚園実習を受講する場合のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の理念と歴史</li> <li>教師論</li> <li>教育の制度と経営</li> <li>発達と学習の心理</li> <li>特別支援教育概論</li> <li>教育課程論</li> <li>総合的な学習の時間</li> <li>教育論</li> <li>教育方法学</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の理念と歴史</li> <li>教師論</li> <li>教育の制度と経営</li> <li>発達と学習の心理</li> <li>特別支援教育概論</li> <li>教育課程論</li> <li>総合的な学習の時間</li> <li>教育論</li> <li>教育方法学</li> </ul>
各教科の指導法	4単位以上	6単位以上	免許科目毎に4単位以上	免許科目毎に6単位以上
修得総単位数	40単位以上	60単位以上	40単位以上	60単位以上

2 障害児教育実習（4年次実習）の履修要件

「教育実習A（幼・小）」を履修済みであること。

事前事後指導

教育実習履修者は、あわせて教育実習の事前事後指導を履修しなければならない。

教育実習	履修すべき事前事後指導
教育実習A（幼・小）	教育実習事前事後指導（幼・小）
教育実習B（中・高）	教育実習事前事後指導（中・高）
障害児教育実習	教育実習事前事後指導（特支）

## 【6】各種プログラムについて

### (1) 英語による履修プログラムについて

本学の推進する「徹底した国際化による、グローバル社会を牽引する人材育成と金沢大学ブランドの確立」というテーマに基づき、本学類では教科教育学コースの英語教育専修において、英語のみで修了できる「英語による学位取得プログラム」を開設しています。このプログラムでは、開設する専門教育科目を全て英語（※）により行うことで、卒業後、教育の分野でグローバルに活躍できる高度人材養成を目的としています。

このプログラムへの参加は、2年次開始までに所定の手続きを経て決定します。詳細や開設科目一覧等は別に掲示等でお知らせします。

※ 一部の科目等においては、日本語で行う場合があります。

### (2) 「公認心理師養成プログラム」について

#### 1. 公認心理師とは

心の健康問題に対し、他の関係者とも連携しながら心理に関する支援を行う国家資格です。

心理学に関する専門的知識及び技術をもって、以下の行為を行うことを業とする者とされています。

- 1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- 2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 4 心の健康に関する普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

#### 2. 公認心理師資格について

公認心理師資格を有するには、以下（i）、（ii）を両方とも満たした上で、国家試験を受験し、合格する必要があります。

（i）大学（学士課程）において必要な科目を修めて卒業する。

（ii）大学院で必要な科目を修めて修了する。または、所定の実務経験を積む。

※ 本学における（ii）大学院課程での対応については、現在検討中です。

#### 3. 人間社会学域「公認心理師養成プログラム」について

本学域「公認心理師養成プログラム」を修了することで、学士課程での要件を満たすことができます。本プログラムの履修要件及び修了要件は以下のとおりです。詳細は別にお知らせします。

履修要件…人間社会学域規程（以下、「学域規程」）別表第10-2に規定された修得すべき単位数を修得していること

修了要件…学域規程別表第10-1に規定された全科目を修得すること

※ 学域規程別表第10-1に規定された科目単位は卒業要件に算入できません。

※ 「教職に関する科目」及び「保育学概論（家庭看護を含む）（福祉心理学）」については、学校教育学類の「専門基礎科目」又は「専門科目」に該当しますが、その他の科目は卒業要件に算入することができません。なおプログラムの受け入れ人数には上限があり、希望者数が受け入れ上限を超えた場合は、選考により履修者を決定します。

本プログラムを修了することにより、公認心理師試験に必要な証明書の交付を受けることができます。



3 教育職員免許法（抄）

教育職員免許法施行規則（抄）



# 教育職員免許法（抄）

【平成31年4月1日現在】

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

（授与）

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。（以下省略）

別表第一（第五条、第五条の二関係）

第一欄		第二欄	第三欄	
所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
免許状の種類			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	七五	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五一	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三一	
小学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三七	
中学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三五	
高等学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
特別支援 学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		五〇
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		二六
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		一六

**備考**

- 一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。
- 一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たっては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第四項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。
- 二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。
- 二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるた

めに適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの

六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。

七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

# 教育職員免許法施行規則（抄）

【平成31年4月1日現在】

## 第一章 単位の修得方法等

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第一条の二 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十四条第二項及び第三項、大学通信教育設置基準（昭和五十年文部省令第三十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条第二項及び第三項、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第十一条第二項及び第三項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和三十七年文部省令第三号）第五条に定める基準によるものとする。

第一条の三 免許法別表第一備考第二号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第二条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状	
最低修得単位数	第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	一 六	一 六	一 二
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）				
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一 〇	一 〇	六
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	四	四	四
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第五欄	教育実践に関する科目	幼児理解の理論及び方法	五	五	五
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
第六欄	大学が独自に設定する科目	教育実習	二	二	二	
		教職実践演習	三 八	一 四	一 一	

### 備考

一 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

二 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第三十八条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第九条の表備考第七号及び第八号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は一単位以上を修得するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法

(カリキュラム・マネジメントを含む。)の内容を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)の内容を含むことを要しない(次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。)

五 カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする(次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。)

イ 幼児、児童又は生徒、学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。

ロ 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。

ハ 教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

六 教育実習は、幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。次条第一項の表備考第五号において同じ。)、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。次条第一項の表備考第五号、第四条第一項の表備考第七号において同じ。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)の教育を中心とするものとする。

七 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導(授与を受けようとする普通免許状に於ける学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。)の一単位を含むものとする(次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。)

八 教育実習の単位数には、二単位まで、学校体験活動(学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のものをいう。)の単位を含むことができる(次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項及び第九条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「二単位」とあるのは「一単位」と読み替えるものとする。)。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができない(次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。)

九 (略)

十 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目(教職実践演習を除く。)の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする(次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。)

十一～十三 (略)

十四 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする(次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「一種免許状又は二種免許状」とあるのは「一種免許状」と読み替えるものとする。)

イ 専修免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

ロ 一種免許状又は二種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第三条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	三	三	一
			各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	〇	〇	六
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一	一	六
			教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	〇	〇	
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			

			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	一〇	一〇	六
第五欄	教育実践に関する科目		教育実習 教職実践演習	五 二	五 二	五 二
第六欄	大学が独自に設定する科目			二 六	二 六	二 六

備考

- 一 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第一項及び第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（第三号及び第十一条の二の表備考第二号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。
- 二 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 三 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ一単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては、六以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち二以上を含む。）についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。
- 四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は二単位以上、二種免許状の場合は一単位以上修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 五 教育実習は、小学校、幼稚園、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。次条第一項の表備考第七号及び第五条第一項の表備考第三号において同じ。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。
- 六（略）

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科に関する専門的事項	二 八	二 八	一 二
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	一 〇 （六）	一 〇 （六）	六 （三）
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			

		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	一〇 （六）	一〇 （六）	六 （四）
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習	五 （三）	五 （三）	五 （三）
第六欄	大学が独自に設定する科目		二 八	四	四

備考

- 一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。
- イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）
- ロ 社会 日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」
- ハ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ
- ニ 理科 物理学、物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学、地学実験（コンピュータ活用を含む。）
- ホ 音楽 ソルフエージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
- ヘ 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
- ト 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
- チ 保健 生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
- リ 技術 木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）、機械（実習を含む。）、電気（実習を含む。）、栽培（実習を含む。）、情報とコンピュータ（実習を含む。）
- ヌ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学（実習を含む。）
- ル 職業 産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
- ヲ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理
- ワ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
- カ 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」
- 二 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 三 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 四 第一号中「」内に示された事項は当該事項の一以上にわたつて行うものとする（次条第一項、第九条、第十五条第二項、第十八条の二及び第六十四条第二項の表の場合においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち二以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。
- 五 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第七十四条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 六 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては二単位以上を修得す

るものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。この場合において、「八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上」とあるのは「四単位以上」と読み替えるものとする。）。

七 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次条第一項の表備考第三号の場合においても同じ。）の教育を中心とするものとする。

八～九（略）

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	
最低修得単位数	第二欄	教科に関する専門的事項	二 四	二 四	
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一〇 （四）	一〇 （四）
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	八 （五）	八 （五）
			特別活動の指導法		
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
			生徒指導の理論及び方法		
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	三 （二）	三 （二）
教職実践演習			二	二	
第六欄	大学が独自に設定する科目		三 六	一 二	

備考

一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。

イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学

ロ 地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌

ハ 公民 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」

ニ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ

ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」

ヘ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）」

ト 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）」

チ 工芸 図法・製図、デザイン、工芸制作（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）」

リ 書道 書道（書写を含む。）、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」

ヌ	保健体育	体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
ル	保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
ヲ	看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）、看護実習
ワ	家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）、家庭電気・家庭機械・情報処理
カ	情報	情報社会・情報倫理、コンピュータ・情報処理（実習を含む。）、情報システム（実習を含む。）、情報通信ネットワーク（実習を含む。）、マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）、情報と職業
ヨ	農業	農業の関係科目、職業指導
タ	工業	工業の関係科目、職業指導
レ	商業	商業の関係科目、職業指導
ソ	水産	水産の関係科目、職業指導
ツ	福祉	社会福祉学（職業指導を含む。）、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解、加齢に関する理解・障害に関する理解
ネ	商船	商船の関係科目、職業指導
ナ	職業指導	職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理
ラ	英語	英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
ム	宗教	宗教学、宗教史、「教理学、哲学」
二	各教科の指導法	（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
三	教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。	
	四～六	（略）

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

		特別支援教育に関する科目		免許状の種類		
				特別支援学校教諭		
				専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		二	二	二
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	一六	一六	八
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	五	五	三	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				

	第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	三	三	三
--	-----	----------------------------	---	---	---

備考

- 一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
- イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）
- ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）
- 三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

四（略）

2 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。

3～6（略）

7 免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第一項から第四項までに定める修得方法の例によるものとする。

（略）

第六十六条の六 免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位及び情報機器の操作二単位とする。



## 4 一般心得について



## (1) 教務について

1 卒業要件は、小学校教諭一種及び中学校教諭一種の教員免許状の取得要件を満たすことが必要なため、単位の履修が複雑になっています。分からないことがあれば自分で判断しないでアドバイス教員に相談してください。

### 2 教育職員免許状の申請

翌年3月に卒業見込みである者に対して、各人が取得しようとする教員免許状の申請を、人間社会系事務部学生課教務係（以下、人社系教務係）でとりまとめて行いますが、そのための申請手続等に関する詳細は、前もって掲示します。教員免許状は、人社系教務係が石川県教育委員会から受領し、学位記授与式当日に各自に手渡します。

なお、所定の提出期日までに申請書類が人社系教務係へ提出されなかった場合については、個人で申請することとなり免許状の取得は相当遅れるので、十分注意してください。

### 3 人社系教務係と学生間の連絡及び相談等

人社系教務係（学類）からの連絡、通知などに関するものは、学生関係掲示板に掲示します。掲示後は承知したものととして処理されますので、登下校のつど掲示板に注意し、見落としや、誤読がないように十分注意してください。

また、用事のある場合には、電話、アカンサスポータル等にて連絡します。

## (2) 学生生活について

### 1 学生への連絡

連絡事項は、人間社会系事務部学生課教務係（以下、人社系教務係）前の掲示板及びアカンサスポータルにより行います。注意して確認してください。

### 2 学生が掲示する場合

あらかじめ人社系教務係へ届け出て承認印を受けた後、指定された掲示板の枠内に掲示してください。掲示板以外には絶対に貼らないでください。承認印のない掲示物は撤去します。

### 3 学類内施設の使用とカードキー

課外活動等で講義室などを使用する場合は、使用する前日までに所定の用紙（本部事務局学生支援課もしくは人社系教務係にて受領）で人社系教務係へ届け出てください。

土・日・祝祭日及び平日の午後9時から翌朝7時30分迄は、人間社会3号館、4号館、5号館及び第2講義棟の校舎が施錠されます。これら施錠期間中に入る予定がある場合、出入りに設置してあるカードリーダーに学生証をタッチすることで、定められた出入り口が開錠可能となります。なお、入館管理機能が付与されるのは2年生以上です。また、入館は研究室等での学習・研究活動など必要最小限にとどめてください。時間外に入館した場合は、入館記録が残りますので、不必要な入館はしないよう心掛けてください。

ただし、年末年始のカードキーの貸与は行っていません。

### 4 構内での喫煙について

灰皿のある定められた場所以外での喫煙は、禁止されています。

### 5 届出事項の変更

連絡先に変更が生じた時は、アカンサスポータルを利用して、登録事項を変更してください。改姓した場合は、速やかに人社系教務係へ申し出てください。

### 6 駐車許可証

身体に障害がある場合、路線バスを利用することが地理的に非常に困難な場合等、駐車許可証交付基準に該当する者は、所定の期間内に申請（インターネットでの申請）することにより、駐車許可証を発行します。

申請期間等詳細については、年2回掲示（前期：4月初旬、後期：9月下旬）によりお知らせします。

なお、許可台数に制限があります。

### 7 自転車・バイク等の駐車

所定の駐輪場に整理して置いてください。盗難に注意し、自転車にはチェーンロックを、バイク等にはハンドルロックを必ずかけてください。

### 8 持ち物について

落とし物が増加していますので、必ず持ち物には記名してください。

なお、落とし物（忘れ物）については人社系教務係へ尋ねてください。

### 9 その他の事項

次の事項については、「学生便覧」に記載されていますので、参照してください。

- ・ 学生への連絡方法
- ・ 諸証明、諸手続（学生証、証明書自動発行機等）
- ・ 授業科目の履修手続等
- ・ 奨学金
- ・ 健康管理（定期健康診断、学生教育研究災害障害保険等）
- ・ 進路・就職支援及び卒業後の資格等
- ・ 運動・集会などで利用できる場所
- ・ 留学
- ・ 住居
- ・ アカンサスポータル
- ・ ハラスメント等
- ・ 施設案内
- ・ 授業料
- ・ 課外活動
- ・ キャンパス内のサービス業務
- ・ キャンパス交通ルール
- ・ 携帯型（ノート型）パソコンの必携について
- ・ インターネット及び電子メールの利用
- ・ 表彰・懲戒
- ・ 諸規程

### (3) 休学・復学・退学・転学類について

#### 1 休学・復学

疾病又はその他の事由により、1ヶ月以上修学を中止しようとする者は、所定の用紙により届け出ること、その学期・クォーター又は学年の終わりまで休学することができます。

年度をまたぐ休学の申請は認められません。年度をまたいで休学を継続する場合は、次年度が始まる前にあらためて届け出てください。

休学期間中に復学しようとする場合は、復学届を提出してください。

休学しようとする学期・クォーターが始まる前に届け出ない場合は、その学期・クォーターの授業料を全額納入しなければなりませんので、注意してください。ただし例外があります。例外については別途説明します。

#### 2 退学

退学しようとする者は、所定の用紙により届け出なければなりません。

また、退学は、在学する学期・クォーターの授業料を納入しなければ認められませんので、注意してください。

#### 3 転学類

転学類（転専修を含む）をしようとする者は、所定の用紙により願い出て、許可を得なければなりません。受付期間は別途掲示します。出願資格等の確認が必要なため、事前に申し出てください。その他、詳細は人社系教務係に問い合わせてください。

また、学校教育学類への転学類を許可された学生の修業年限は、原則として6学期です。



## 5 人間社会学域規程



## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢大学人間社会学域（以下「本学域」という。）における教育課程、履修方法、試験、卒業等に関し、金沢大学学則（以下「学則」という。）、金沢大学履修規程（以下「履修規程」という。）及び金沢大学共通教育科目に関する規程（以下「共通教育科目規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(学類等)

第2条 本学域に次の学類、コース、プログラムを置く。

学類	コース・プログラム	専修
人文学類	心理学プログラム	
	現代社会・人間学プログラム	
	考古学・文化資源学プログラム	
	歴史学プログラム	
	日本・中国言語文化学プログラム	
	欧米言語文化学プログラム	
	言語科学プログラム	
法学類	公共法政策コース	
	企業関係法コース	
	総合法学コース	
経済学類	エコノミクスコース	
	グローバル・マネジメントコース	
学校教育学類	教育科学コース	教育基礎専修
		特別支援教育専修
	教科教育学コース	国語教育専修
		社会科教育専修
		数学教育専修
		理科教育専修
		音楽教育専修
		美術教育専修
		保健体育専修
		家政教育専修
英語教育専修		
地域創造学類	福祉マネジメントコース	
	環境共生コース	
	地域プランニングコース	
	観光学・文化継承コース	

国際学類	国際社会コース	
	日本・日本語教育コース	
	アジアコース	
	米英コース	
	ヨーロッパコース	

※人文学類に所属する学生は、プログラムに所属しない。コース制は採用せず、プログラムを選択して履修する。

(附属施設)

第3条 学則第5条第4項により学校教育学類に置かれる、附属教育研究施設に関する事項は、学校教育学類において別に定める。

(教育研究上の目的)

第4条 本学域においては、人間及び人間社会に関する普遍的真理の探求とともに、激変する複雑な社会状況の下で、人間及び人間社会が直面する諸問題の解決に貢献寄与するための教育を行い、社会に貢献しうる自発的な課題探求能力や解決能力を持ち、かつ多文化共生時代にふさわしい理解力と判断力を持った個性的な人材を養成することを目的とする。

2 学類における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的は、別表第1のとおりとする。

## 第2章 履修方法等

(所属コース及びプログラムの決定)

第5条 学生は、その所属する学類において別に定めるところにより、志望するコース、プログラムを選択し、学類長に届出なければならない。

2 前項の志望者数が、コース、プログラム、専修ごとに学類において定める受入れ上限数（人文学類にあっては適正上限数）を超過したときは、選考によりコース、プログラムを決定することがある。

(授業科目及び単位数等)

第6条 学生は、別表第2、別表第3-1、別表第3-2及び別表第4により、必要な単位を修得しなければならない。

ただし、学則第46条第1項の第3号から第7号までの規定により編入学を許可された学生の卒業に必要な事項は学類において別に定める。

2 本学域が提供する授業科目、単位数及び開講時期は、別表第3-1、別表第3-2のとおりとする。

3 本学域の各学類が提供する授業科目及び単位数は、別表第4のとおりとする。

4 前項の授業科目の開講時期は、各学類で別に定める。

5 共通教育科目の授業科目及び単位数は、共通教育科目規程の定めるところによる。

(短期留学プログラム)

第6条の2 本学域に短期留学プログラムを置く。短期留学プログラムに関する授業科目及び単位数は、別表第4及び共通教育科目規程のほか、別に定める。

2 前項に定めるプログラムを履修することができる学生は、別に選考する。

3 第1項に定めるプログラムを履修する学生は、1学期に1科目以上専門科目を履修しなければならない。

4 第1項に定めるプログラムに関する必要な事項は、別に定める。

(公認心理師養成プログラム)

第6条の3 本学域に公認心理師養成プログラムを置く。公認心理師養成プログラムに関する授業科目及び単位数は、別表第10-1のとおりとする。

2 前項に定めるプログラムを履修することができる学生は、別表第10-2に規定する修得すべき単位数を修得した学生とする。なお、履修希望者数が別に定める上限数を超過したときは、選考により履修者を決定する。

3 第1項に定めるプログラムに関する必要な事項は、別に定める。

第7条 前条で定めた、授業科目の単位修得に関する要件及び履修方法は、各学類で別に定める。

(履修の上限)

第8条 履修規程第9条の規定に基づく各学期又は各クォーターに履修科目として登録できる科目の上限単位数(以下「履修登録単位数の上限」という。)は、共通教育科目、他学域履修科目及び本学域履修科目を含め、別表第5のとおりとする。

2 履修登録単位数の上限の対象としない授業科目は、共通教育科目規程第5条第2項で定める授業科目の他、集中講義により開講する科目、異文化体験実習、インターンシップ、法律実務インターンシップ、教育実習、判例研究、演習(法学類及び経済学類)、卒業論文、卒業研究及び別表第7から別表第9で定める授業科目(学校教育学類を除く)とする。

3 複数クォーター継続して開講する授業科目の各クォーターにおける履修上限に算入する単位数は、開講する通算のクォーターにより按分するものとする。

4 履修登録単位数の上限を解除できる条件は、各学類で別に定める。

(他学域における授業科目の履修等)

第9条 学生は、本学域長の許可を得て、他学域の授業科目を履修することができる。

(他学域における履修単位の認定)

第10条 前条の規定により履修した単位及び本学域の他学類で履修した単位の認定方法等は、各学類で別に定める。

(他学域学生の授業科目の履修等)

第11条 他学域の学生は、当該学域長を経由して本学域長の許可を受けた上、本学域の授業科目を履修又は聴講することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第12条 学生は、学域長の許可を得て、他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。ただし、いしかわシティカレッジ事業に参加する他大学の授業科目及び放送大学の授業科目については、国際基幹教育院の定めによるところによる。

2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、教育研究会議の議を経て、本学域の単位として認定することができる。

3 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第13条 本学域が教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(本学域に入学する前に行った学修を含む)を、所定の手続きにより本学域における授業科目の履修とみなし、教育研究会議の議を経て単位を認定することができる。

(休学期間中の他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学における学修)

第13条の2 本学域が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学若しくは短期大学(以下「大学等」という。)又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学域における授業科目の履修により修得したものとみなし、教育研究会議の議を経て単位を認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条 本学域が教育上有益と認めるときは、本学域に入学する前に大学若しくは短期大学(以下「大学等」という。)又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学域に入学した後の

本学域における授業科目の履修により修得したものとみなし、教育研究会議の議を経て単位を認定することができる。

(他の大学等での学修による単位の認定)

第15条 前4条の規定により認定することができる単位数は、金沢大学国際基幹教育院総合教育部規程第4条から第7条までの規定により国際基幹教育院において認定される共通教育科目の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。ただし、再入学、転入学及び編入学をした学生の入学前の既修得単位については、各学類で別に定める。

2 前4条の規定により単位を認定した場合は、単位互換協定書等により定めがある場合を除き、成績評価を「認定」の評語をもって表す。

### 第3章 試験及び成績評価

(試験)

第16条 試験は、各授業科目について、その授業の終わった試験期間に行う。ただし、必要があるときは、その時期を変えることがある。

2 授業科目の性質により、平常の成績をもって、前項の試験に代えることがある。

3 履修規程第11条第2号により、学域において定めることとされている出席すべき授業回数は、各学類で別に定める。

(追試験)

第17条 病気その他やむを得ない事由により受験できなかった者については、願い出により試験を行うことがある。

第18条 前2条に定める他、授業科目の試験に関し必要な事項は、各学類で別に定める。

(保留の成績評価)

第19条 履修規程第14条第4項の規定による「保留」の成績評価は、学修未達成の者で、特定の課題提出等により学修達成度60%以上に達する見込みのある場合に行うことができる。

(総合成績評価)

第20条 本学域で履修規程第15条に規定するGPA値を利用する事項については、各学類で別に定める。

2 履修規程第15条第6項に規定する再履修の取り扱いについては、各学類で別に定める。

3 履修規程第15条第7項第3号に規定するGPA対象外科目は、S・A・B・C以外で判定する授業科目のほか、別表第7から別表第9で定める授業科目（学校教育学類を除く）及び各学類で別に定める授業科目とする。

### 第4章 卒業・学位

(卒業)

第21条 本学域に4年以上在学し、別表第2に定める卒業に必要な単位を修得し、かつ別に定める英語能力検定試験において一定の基準を満たす者には、教育研究会議の議を経て卒業を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、学類は、学則第60条に定める早期卒業に関して必要な事項を定めることができる。

(学位)

第22条 本学域を卒業した者には、学則第61条の規定により学士の学位を授与する。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、金沢大学学位規程の定めるところによる。

### 第5章 再入学、転入学及び編入学

(再入学)

第23条 学則第46条第1項第1号に規定する者が、本学域へ再入学を志願するときは、選考の上、教育研究会

議の議を経て許可する。

2 再入学の出願資格及び選考方法等については、必要に応じて各学類で別に定める。

(転入学)

第24条 学則第46条第1項第2号に規定する者が、本学域へ転入学を志願するときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可する。

2 転入学の出願資格及び選考方法等については、必要に応じて各学類で別に定める。

(編入学)

第25条 学則第46条第1項の第3号から第7号までに規定する者が、本学域へ編入学を志願するときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可する。

2 編入学の出願手続、選考方法等については、必要に応じて各学類で別に定める。

3 編入学の時期は、原則として第3学年の始めとする。

## 第6章 転学類及び転コース

(転学類)

第26条 転学類（他学域に所属する学生が、本学域の各学類に転学類する場合を含む）を志願する者があるときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可する。

2 転学類の出願資格及び選考方法等については、各学類で別に定める。

3 転学類の時期は、原則として第2学年の始めとする。

4 転学類をした学生については、当該転学類先の年次の学生に適用する本規程その他関係規定を適用する。

(転コース)

第27条 転コースを志願する者があるときは、学類長に願い出て、許可を得なければならない。

2 転コースの選考方法等については、各学類で別に定める。

## 第7章 研究生，科目等履修生，特別聴講学生

(選考方法等)

第28条 本学域の研究生又は科目等履修生として入学を志願する者があるときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

2 本学域の特別聴講学生として入学を希望する者があるときは、教育研究会議の議を経て許可する。

(入学時期)

第29条 研究生，科目等履修生及び特別聴講学生の入学時期は、学期の始めとする。ただし、特別な事情があると判断される場合は、この限りではない。

(入学資格)

第30条 研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者又は教育研究会議においてこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

2 科目等履修生として入学することのできる者は、教育研究会議が適当と認めた者とする。

(入学志願手続)

第31条 研究生又は科目等履修生として入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期日までに、学域長に願い出なければならない。

(研究期間)

第32条 研究生の研究期間及び科目等履修生の履修期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、引き続き研究又は履修を願い出た者は、学域長の許可を得てその期間を延長することができる。

(研究生の指導教員等)

第33条 研究生には、その研究題目に応じて指導教員を定める。

2 研究生は、指導教員の指導を受けるほか、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、当該研究に関連のある授業科目を聴講することができる。

(費用負担)

第34条 研究生には、研究に要する費用の一部を負担させることがある。

第35条 この規程に定めるもののほか、研究生、科目等履修生、特別聴講学生に関し必要な事項については別に定める。

## 第8章 教育職員免許

(所要資格の取得)

第36条 教育職員の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

(免許状の種類)

第37条 本学域において取得できる教育職員の免許状の種類は、別表第6のとおりとする。

(教科(領域)に関する専門的事項)

第38条 本学域における「教科(領域)に関する専門的事項」の履修方法は、各学類で別に定める。

(教育の基礎的理解に関する科目等及び各教科(保育内容)の指導法)

第39条 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」をあわせて「教育の基礎的理解に関する科目等」と呼称し、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科(保育内容)の指導法」は、別表第7のとおりとする。その履修方法は、各学類で別に定める。

(大学が独自に設定する科目)

第40条 「大学が独自に設定する科目」は、別表第8のとおりとする。その履修方法は、学校教育学類で別に定める。

(特別支援教育に関する科目)

第41条 特別支援教育に関する科目は、別表第9のとおりとする。その履修方法は、学校教育学類で別に定める。

## 第9章 副専攻

(副専攻)

第42条 副専攻に関し必要な事項については別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、別表第3の専門基礎科目における「認知科学概論」及び別表第4の国際学類専門科目における「異文化言語管理演習I, II」, 「米英文学演習」, 「同時通訳入門」, 「スペイン語コミュニケーションIIIA, IIIB, IVA, IVB」, 「異文化体験実習

I（中国）」は、平成22年3月31日に在学する者についても適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、別表第4の国際学類（学類番号06）における、専門基礎科目「日本文化体験A」、「日本文化体験B」及び学類共通科目「異文化体験実習I（イギリス）」については、平成23年3月31日に在学する者についても適用する。

#### 附 則

この規程は、平成23年5月27日から施行し、平成23年5月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。  
ただし、別表第3の学域共通科目のうち、「論理学から見る世界 —形式論理学の初歩の初歩—」及び別表第4の国際学類（学類番号06）における、「国際学特論」「国際機構論」「日本史概説E」「多文化主義論E」「現代中国論E」「地球環境論E」「国際法概論」「国際政治史（東洋）E」「日本思想史」「日本史特論」「アメリカ地域文化論E」「イギリス地域文化論E」については、平成24年3月31日に在学する者についても適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。  
ただし、別表第4の国際学類（学類番号06）における、「英語コミュニケーションI（語学研修）」「英語コミュニケーションII（語学研修）」「国際機構論E」「国際関係論E」「比較文化論」「海外日本語教育実習」「英文法教授法」「米英研究III」「国際政治史（西洋）E」「米英政治・外交論」「ロシア語コミュニケーションIA」「ロシア語コミュニケーションIB」「ロシア語コミュニケーションIIA」「ロシア語コミュニケーションIIB」「ロシア語コミュニケーションIII」「ロシア語コミュニケーションIV」「異文化体験実習I（オーストラリア）」「異文化体験実習II（オーストラリア）」については、平成25年3月31日に在学する者についても適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、別表第3の学域共通科目における「現代の貧困問題と公的扶助」「統計学」「地域創造学」「異文化理解」、改正後の第6条の2及び別表第4の国際学類（学類番号06）における「比較文化論B」は、平成26年3月31日に在学する者にも適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、別表第4の国際学類（学類番号06）における、「国際貿易論E」、「日本の人口学E」、「ヨーロッパ研究特論E」、「ヨーロッパ文化学・プロジェクト研究I（スペイン）」、「ヨーロッパ文化学・プロジェクト研究II（ポルトガル）」、「異文化体

験実習Ⅰ（ニュージーランド）」及び「異文化体験実習Ⅱ（ニュージーランド）」並びに別表第10の改正規定については、平成27年3月31日に在学する者についても適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の第6条の2及び別表第4の国際学類（学類番号06）における、「韓国・北朝鮮研究1」、「韓国・北朝鮮研究2」、「東アジア社会と教育A1」、「東アジア社会と教育A2」、「東アジア社会と教育B1」、「東アジア社会と教育B2」、「国際経済学1E」、「国際経済学2E」、「国際開発論1」、「国際開発論2」、「国際開発論1E」、「国際開発論2E」、「英語圏文化論1E」、「英語圏文化論2E」、「異文化体験実習Ⅰ（海外）」については、平成28年3月31日に在学する者にも適用する。
- 3 前項の規定のほか、平成27年度に入学した者については、次の別表第2、別表第4の学校教育学類（学類番号04）、別表第7及び別表第8を次のとおり改正して、平成27年4月1日から適用した上で、なお従前の例による。

別表第2	略
別表第4	略
別表第7	略
別表第8	略

#### 附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第4の国際学類（学類番号06）における「国際公共経済論A1」、「国際公共経済論A2」、「国際コミュニケーション論1」、「国際コミュニケーション論2」、「国際金融論A1」、「国際金融論A2」、「日本語教育 評価法1」、「韓国・北朝鮮比較研究1」、「韓国・北朝鮮比較研究2」、「英語圏文化論1」、「英語圏文化論2」、「西洋経済史B」については、平成28年度入学生にのみ適用する。
- 3 前項の規定のほか、平成29年3月31日に在籍する者については、改正後の別表第4の国際学類（学類番号06）における「東アジア社会と教育A1（52245）」、「東アジア社会と教育A2（52745）」、「東アジア社会と教育B1（52246）」、「東アジア社会と教育B2（52746）」、「異文化体験実習Ⅰ（アメリカ）」、「異文化体験実習Ⅱ（アメリカ）」を除き、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第3-1の学域GS科目のうちGS科目発展系科目群、別表第4の国際学類（学類番号06）における「アフリカ概説1」、「アフリカ概説2」、「日本文化体験A（16238）」、「日本文化体験B（16239）」、「現代中国論A1」、「現代中国論A2」、「現代中国論B1」、「現代中国論B2」、「現代中国論1E」、「現代中国論2E」、「国際社会研究演習A1」、「国際社会研究演習A2」、「国際社会研究演習A3」、「国際社会研究演習A4」、「国際社会研究演習B1」、「国際社会研究演習B2」、「国際社会研究演習B3」、「国際社会研究演習B4」、「日本語教育実習A（1単位）」、「日本語教育実習B（1単位）」、「日本史特論1」、「日本史特論2」、「海外日本語教育実習」、「日本研究演習A1」、「日本研究演習A2」、「日本研究演習A3」、「日本研究演習A4」、「日本研究演習B1」、「日本研究演習B2」、「日本研究演習B3」、「日本研究演習B4」、「中国の文化と社会1E（52244）」、「中国の文化と社会2E（52744）」、「朝鮮語コミュニ

ケーションVa」, 「朝鮮語コミュニケーションVb」, 「朝鮮語コミュニケーションVIa」, 「朝鮮語コミュニケーションVIb」, 「アジア研究演習A1」, 「アジア研究演習A2」, 「アジア研究演習A3」, 「アジア研究演習A4」, 「アジア研究演習B1」, 「アジア研究演習B2」, 「アジア研究演習B3」, 「アジア研究演習B4」, 「Business Communication (52357)」, 「米英研究演習A1」, 「米英研究演習A2」, 「米英研究演習A3」, 「米英研究演習A4」, 「米英研究演習B1」, 「米英研究演習B2」, 「米英研究演習B3」, 「米英研究演習B4」, 「美術史1E (52410)」, 「美術史2E (52910)」, 「ヨーロッパ研究特論3E」, 「ヨーロッパ研究特論4E」, 「ヨーロッパ研究演習A1」, 「ヨーロッパ研究演習A2」, 「ヨーロッパ研究演習A3」, 「ヨーロッパ研究演習A4」, 「ヨーロッパ研究演習B1」, 「ヨーロッパ研究演習B2」, 「ヨーロッパ研究演習B3」, 「ヨーロッパ研究演習B4」, 「社会学」については, 平成28年度入学生から適用する。

#### 附 則

この規程は, 平成29年6月16日から施行し, 平成28年度入学者から適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は, 平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者については, なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規程は, 平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者については, 第20条第3項の改正規定並びに改正後の別表第4の国際学類(学類番号06)における「地理学概論B」, 「英語学概説E」, 「ヨーロッパ・アフリカ史特殊講義A」, 「ヨーロッパ・アフリカ史特殊講義B」, 「ヨーロッパ・アフリカ史演習A」, 「ヨーロッパ・アフリカ史演習B」, 「ヨーロッパ・アフリカ史演習C」, 「ヨーロッパ・アフリカ史演習D」, 「ヨーロッパ・アフリカ史演習E」及び「ヨーロッパ・アフリカ史演習F」を除き, なお従前の例による。ただし, 第8条第2項における「法律実務インターンシップ」に係る改正規定及び改正後の別表第4の地域創造学類(学類番号05)における「雇用政策論I」については, 平成30年度入学生から, 改正後の別表第4の国際学類(学類番号06)における「日本語教授法B」及び「日本語教授法演習(教育実習)」については, 平成29年度入学生から適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は, 令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者については, なお従前の例による。ただし, 改正後の別表第4の法学類(学類番号02)における「海外法学特別研究」及び「海外政治学特別研究」については, 令和2年3月31日に在学する者についても適用し, 改正後の別表第4の地域創造学類(学類番号05)における地域プランニングコース「交通計画」については, 平成30年度入学者から適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は, 令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在学する者については, なお従前の例による。  
ただし, 改正後の別表第4の国際学類(学類番号06)における「比較教育学1E」及び「比較教育学2E」については平成30年度入学生から, 別表第7, 別表第9及び別表第10-2については令和元年度入学生から適用する。

別表第1（第4条関係） 学類における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的

学 類	目 的
人文学類	<p>少人数による学生参加型の授業科目を学修の中心に置き、文献読解、実験、調査、フィールドワークなどを通して自発的に課題を発見し、その解決方法を身につけ、広範な人間の行動・思考・創造及びその蓄積としての思想・歴史・文化・言語等を深く理解した、総合的・学際的視野を持つ人材を養成することを目的とする。</p>
法学類	<p>現実の社会に潜む法的・政策的課題に対応できる能力を育成するためのカリキュラムを設定し、少人数教育の導入によって、多様な形での討論を通して法律学、政治学に関する専門的な知識を修得するため、現代社会の規範とその適用及び公共的課題への取組みに関する総合的な判断力を身につける教育を行い、現代社会に対して幅広い関心を持ち、よりよい社会実現のために法的思考によって問題の解決策を導き出し、自発的かつ意欲的に課題発見に挑み、その探求と解決に必要な能力を備えた人材を養成することを目的とする。</p>
経済学類	<p>高度な情報処理能力、調査研究能力及び政策分析・立案能力を身につけるため、少人数でのゼミナール、フィールドワーク及びケース・スタディを重視した実践的な教育を行い、現代社会において各地域で起きている様々な問題を、経済理論と経済政策、経営学・情報科学及び世界各地の経済と社会の比較考察という3つの側面から捉え、現代の様々な問題に的確かつ迅速に対処することができる専門的知識を持った人材を養成することを目的とする。</p>
学校教育学類	<p>教科等に関する専門的な知識や技能、それらを教授する能力、子どもとコミュニケーションする能力、子ども間での討議・討論及び自主的・自活的活動を援助する能力を重視し、教師としての使命感、教育的愛情、教育観、子ども観及び専門的な諸能力を身につける教育を行い、グローバルな視野に立って考えながら、ローカルな個別、具体的問題解決に向かって行動する義務教育段階の諸学校の教師を組織的及び計画的に養成することを目的とする。</p>
地域創造学類	<p>総合性と専門性を並行して修得できる教育カリキュラムの中に少人数の演習・調査実習・体験実習などを取り入れ、問題解決のための実践的なスキルの向上を目指す。地域創造学類で学ぶ4年間を通じて、地域の自然的・文化的資源、伝統、人材、資金、社会関係などを専門的に分析把握し、自治を活かした地域固有のスタイルで、住民の健康・福祉・環境・産業・文化・観光を発展させるとともに、新たな価値創出によって地域を再生し活性化するため、質の高い個性ある地域を計画・設計・政策立案する能力を持った人材を養成することを目的とする。</p>
国際学類	<p>国際社会と日本社会に関する基礎知識を修得し、諸地域の実態を踏まえた国際関係のマクロ的理解及び個々の地域に関する実践的知識を修得する専門教育を展開する。仕事で使える英語と日本語教育のための日本語を含む各地域の言語の高いレベルでの修得を目指す教育を行い、21世紀のグローバル化が進んだ社会の本質を理解し、異文化を持つ他者とのしなやかな共生を可能とする人材を養成することを目的とする。</p>

別表第 2 (第 6 条関係) 単位修得要件

学類	共通教育 科目	専門教育科目				合計
		学域 GS 科目	学域 GS 言語科目	専門基礎科目	専門科目	
人文学類	36 単位以上	8 単位	2 単位	人文学基盤科目 14 単位以上	64 単位以上	124 単位以上
法学類	36 単位以上	8 単位	2 単位	4 単位以上	78 単位以上	128 単位以上
経済学類	36 単位以上	8 単位	2 単位	4 単位以上	76 単位以上	126 単位以上
学校教育学類	28 単位以上	8 単位	2 単位	59～64 単位以上	40～45 単位以上	142 単位以上
地域創造学類	36 単位以上	8 単位	2 単位	5 単位以上	73 単位以上	124 単位以上
国際学類	36 単位以上	8 単位	2 単位以上	学類共通科目 20 単位以上	58 単位以上	124 単位以上

※学域 GS 科目はデータサイエンス応用系科目を 2 単位以上修得すること

別表第 3-1 (第 6 条関係) 学域 GS 科目単位配当表

科目区分	科目番号	科目名	学年	開講時期				単位数	備考 (履修制限等)		
				前期		後期					
				Q 1	Q 2	Q 3	Q 4				
専 門 教 育 科 目	初 学 者 科 目	10301	アカデミックスキル	1	○	○	○		1	重複履修不可	
		10302	プレゼン・ディベート論	1		○	○	○	1	重複履修不可	
	学 域 G S 科 目	学 域 俯 瞰 科 目	10015	大学・学問論	1			○		1	
			10016	ジェンダーと教育	1			○		1	重複履修不可
			10019	異文化理解 1	1			○		1	国際学類生は学域 G S 科目としては履修不可
			10020	異文化理解 2	1				○	1	
			10021	文学概論 1	1			○		1	
			10022	文学概論 2	1				○	1	
			10023	世界遺産学	1				○	1	
			10059	ルールリテラシー	1			○		1	
			10060	人文社会科学における法	1				○	1	
			10026	イメージの比較文化学	1			○		1	
			10058	防災学入門	1	○				2	集中講義
			10027	現代日本の文化と社会	2	○				1	
			10028	地域創造学 1	2	○				1	地域創造学類生は学域 G S 科目としては履修不可
			10029	地域創造学 2	2		○			1	
			90050	教育の制度と経営	3	○				2	学校教育学類生は必修科目
			10061		3	○				2	学校教育学類以外 (教員免許取得希望者は ※1 参照)
			90270	生徒の生活と進路の指導論	3			○		2	学校教育学類生は必修科目
			10062		3			○		2	学校教育学類以外 (教員免許取得希望者は ※1 参照)
GS 科目発展系科目群 (※2 参照) は別に定める。									国際基幹教育院提供		

データサイエンス応用系科目	10070	データサイエンスの技術	1			○		1	
	10063	国際経済の理論とデータ	2	○				1	国際学類生・経済学類生は履修不可
	10064	国際貿易の理論とデータ	2	○				1	国際学類生・経済学類生は履修不可
	10065	データの活用に向けた線形代数学入門	2	○				2	学校教育学類生は学域GS科目としては履修不可
	10066	情報処理	2				○	1	経済学類生は学域GS科目としては履修不可
	10067	計量政治分析実習	3			○		2	法学類生は学域GS科目としては履修不可
	10055	ビジネス・データ分析（ビジネス・データ・サイエンス）	—	○				1	
	10052	統計データ分析の基本（多変量解析）	—		○			1	
	10031	データで考える日本の未来（データサイエンス）	—			○		1	
	10057	統計ソフトRによるビッグデータ分析	—			○		1	
	10032	金融リテラシー	—				○	1	
	10044	白書の講読と議論	—				○	1	
	10056	地域課題解決と政策立案のための統計データ分析：EBPM（根拠に基づく政策立案）	—				○	1	
	10068	統計学技能Ⅰ	—					2	
	10069	統計学技能Ⅱ	—					3	
	学域データサイエンス系発展科目群（※3参照）は別に定める。								

※1 教育職員免許取得希望者は、別表第7に定める科目番号95050「教育の制度と経営」、科目番号95270「生徒の生活と進路の指導論」で履修すること。なお、この場合、修得した単位は教育職員免許取得に必要となるため、学域GS科目の単位として認められない。

※2 学域GS科目として、本学域が提供する科目に加えて、国際基幹教育院が提供する「GS科目発展系科目群」の科目（GS科目の発展系として位置づけられる科目を言う。）を履修することができる。

なお、当該科目群の提供科目については別に定めるものとし、4月初めに公示する。

※3 当該科目群の提供科目については別に定めるものとし、4月初めに公示する。

別表第3-2（第6条関係） 学域GS言語科目単位配当表

科目区分		科目番号	科目名	学年	単位数	備考
専門教育科目	学域GS言語科目	10101	学域GS言語科目Ⅰ	2～4	1	
		10102		1～4		海外研修等
		10201	学域GS言語科目Ⅱ	2～4	1	
		10202		1～4		海外研修等

※ 開講時期及び履修方法等の詳細は各学類で別に定める。

※ 科目番号10102及び10202は、海外研修等による単位認定時のみ使用する。

別表第4（第6条関係） 専門基礎科目，専門科目単位配当表（人間社会学域51）

人文学類（学類番号01）～ 経済学類（学類番号03）

略

学校教育学類 (学類番号04)

分区目科	科目番号	授業科目名	単位数	備考
専門基礎科目 (学類共通科目)	90000	教師論	2	
	90008	教育の理念と歴史A	1	
	90009	教育の理念と歴史B	1	
	90035	発達と学習の心理	2	
	90050	教育の制度と経営	2	学域GS科目として履修
	90072	教育課程論	1	
	90116	教育方法学	2	
	90090	道徳教育論	2	
	90081	特別活動論	1	
	90270	生徒の生活と進路の指導論	2	学域GS科目として履修
	90290	教育相談論(教育・学校心理学)	2	
	90370	特別支援教育概論	1	
	90380	総合的な学習の時間教育論	1	
	90348	教育実習A(幼・小)	4	
	90349	教育実習B(中・高)	4	
	90350	教育実習事前事後指導A(幼・小)	1	
	90351	教育実習事前事後指導B(中・高)	1	
	90313	教職実践演習A(教諭)	2	
小学校の教科指導法	90130	初等国語科教育法	2	
	90131	初等社会科教育法	2	
	90132	算数科教育法	2	
	90133	初等理科教育法	2	
	90134	生活科教育法	2	
	90135	初等音楽科教育法	2	
	90136	図画工作科教育法	2	
	90137	初等家庭科教育法	2	
	90149	体育科教育法Ⅰ	1	
	90150	体育科教育法Ⅱ	1	
	90147	初等英語科教育法A	1	
	90148	初等英語科教育法B	1	
小学校の教科に関する専門的事項	14000	国語基礎(書写を含む)	2	
	14001	社会科基礎	2	
	14002	算数科基礎	2	
	14003	理科専門研究	2	
	14004	生活科専門研究	2	
	14005	ピアノ基礎	1	
	14006	ソルフェージュ基礎	1	
	14007	絵画・彫刻	1	
	14008	デザイン・工作	1	
	14009	家政教育専門研究	2	
	14014	体育専門研究AⅠ	0.5	
	14015	体育専門研究AⅡ	0.5	
	14016	体育専門研究BⅠ	0.5	
	14017	体育専門研究BⅡ	0.5	
	14012	英語科基礎A	1	
14013	英語科基礎B	1		
及定大 びす学 卒業が 業科独 論文自 目設に 文設	90406	情報と教育	1	
	90407	環境と教育	1	
	90408	現代子ども学	1	
	90409	学校インターンシップ	1	
	90410	宿泊野外活動	1	
	14500	卒業論文	4	

専門科目	幼稚園免許に 関する科目	90250	幼児の人間関係指導法	2	
		90251	幼児の表現指導法	2	
		90252	幼児の健康指導法	2	
		90253	幼児の言葉指導法	2	
		90254	幼児の環境指導法	2	
		90300	幼児理解の理論と方法	2	
	(専修基礎科目 (教育基礎専修))	90011	教育哲学	2	
		90015	教育史	2	
		90031	発達心理学	2	
		90062	教育社会学A	1	
		90063	教育社会学B	1	
		90060	教育法制度論	2	
		90101	教授学	2	
		90105	生活指導論	2	
		90109	学習指導論	2	
		90291	学校心理学 (心理学的支援法)	2	
	(専修専門科目 (教育基礎専修))	90012	教育原論特殊講義	2	
		90016	教育史特殊講義	2	
		90019	教育学演習 I	1	
		90020	教育学演習 II	1	
		90032	発達心理学特殊講義	2	
		90061	教育法制度論特殊講義	2	
		90102	教授学特殊講義	2	
		90106	生活指導論特殊講義	2	
		90110	学習指導論特殊講義	2	
		90286	学校心理学特殊講義	2	
	(専修基礎科目 (特別支援教育専修))	90500	特別支援教育の理念と歴史	2	
		90510	聴覚障害の心理・生理・病理	2	
		90520	聴覚障害教育課程論	2	
		90521	聴覚障害指導法	2	
		90522	発声発語支援法	2	
		90530	知的障害の心理・生理・病理	2	
		90540	知的障害教育課程論	2	
		90550	肢体不自由の心理・生理・病理	2	
		90560	肢体不自由教育論	2	
		90570	ことばの障害とコミュニケーション	2	
		90580	障害児教育基礎論	2	
		90581	発達障害指導法	2	
		90590	教育実習事前事後指導 (特支)	1	
		90591	障害児教育実習	2	
	(専修専門科目 (特別支援教育専修))	90600	障害児福祉教育論	2	
90611		音響聴覚学	2		
90630		人間発達の生理と障害	2		
90640		知的障害指導法	2		
90651		障害乳幼児発達支援演習	2		
90652		手話序論	2		
90660		言語障害指導法	2		
90661		特別支援コーディネータ序論	2		
90664		重複障害児教育	2		
90667		障害児教育基礎演習	2		
90682		発達障害総論	2		
90683		特別支援教育学演習 I	1		
90684		特別支援教育学演習 II	1		

(専修基礎科目 (国語教育専修))	34000	国語学概論	2	
	34001	音声言語の研究と文章表現	2	
	34002	国語史	2	
	34019	日本文学概論・日本文学史	2	
	34500	日本文学講読	2	
	34501	日本文学基礎演習	2	
	34020	漢文学基礎	2	
	34024	漢文学演習	2	
	34025	古典文学基礎	2	
	34030	書写書道基礎	2	
	90160	中等国語科教育法A	2	
	90161	中等国語科教育法B	2	
	90162	国語科授業研究 I	2	
	90163	国語科授業研究 II	2	
(専修専門科目 (国語教育専修))	34027	国語学演習 A I	1	
	34028	国語学演習 A II	1	
	34029	国語学演習 B I	1	
	34031	国語学演習 B II	1	
	34018	古典文学演習	2	
	34026	古典文学講読	2	
	34502	近現代文学演習	2	
	34503	日本文学特殊講義	2	
	34021	漢文講読	2	
	90139	国語科教育演習 A	2	
	90164	国語科教育演習 B	2	
	90458	国語科教育実践研究 I	2	
	90459	国語科教育実践研究 II	2	
	(専修基礎科目 (社会科教育専修))	34040	日本史	2
34045		ヨーロッパ圏理解A	2	
34047		東洋史	2	
34060		地理学	2	
34061		地誌学	2	
34070		法律学	2	
34071		政治学	2	
34080		経済学	2	
34082		社会学 I	1	
34083		社会学 II	1	
34090		哲学	2	
90167		中等社会科教育法A	2	
90168		中等社会科教育法B	2	
90169		社会科授業研究 I	2	
90170	社会科授業研究 II	2		
(専修専門科目 (社会科教育専修))	34041	日本史A	2	
	34042	日本史B	2	
	34043	日本史演習A	2	
	34044	日本史演習B	2	
	34046	西洋近・現代史概説	2	
	34048	歴史学実習	2	
	34049	西洋史演習A	2	
	34050	西洋史演習B	2	
	34062	自然地理学	2	
	34063	農村地理学	2	
	34064	都市地理学	2	
	34065	地理学演習A	2	
	34066	地理学演習B	2	
	34072	行政法	2	
34073	法律学演習A	2		

	34074	法律学演習B	2	
	34091	倫理学	2	
	34092	哲学史	2	
	34093	哲学演習	2	
	34094	宗教学	2	
	34095	現代青年心理学	2	
	90140	社会科教育演習A	2	
	90171	社会科教育演習B	2	
	90172	社会科・地理歴史科教育法A	2	
	90173	社会科・地理歴史科教育法B	2	
	90174	社会科・公民科教育法A	2	
	90175	社会科・公民科教育法B	2	
	90460	社会科教育実践研究 I	2	
	90461	社会科教育実践研究 II - A	2	
	90462	社会科教育実践研究 II - B	2	
(専修基礎科目 (数学教育専修))	34100	代数学基礎A	2	
	34101	代数学基礎B	2	
	34110	幾何学基礎A	2	
	34111	幾何学基礎B	2	
	34120	解析学基礎A	2	
	34121	解析学基礎B	2	
	34130	確率・統計	2	
	34131	行列と行列式	2	
	34132	微分積分	2	
	34140	コンピュータ	2	
	90176	数学科教育法A	2	
	90177	数学科教育法B	2	
	90178	数学科授業研究 I	2	
	90179	数学科授業研究 II	2	
(専修専門科目 (数学教育専修))	34105	代数学演習	1	
	34106	現代代数学	1	
	34115	幾何学演習	1	
	34116	現代幾何学	1	
	34125	解析学演習	1	
	34126	現代解析学	1	
	34133	集合と位相	2	
	34134	数学演習 I	2	
	34135	数学演習 II	2	
	90180	数学科教育演習	2	
	90141	算数科教育演習	2	
	90463	算数科教育実践研究	2	
	90464	数学科教育実践研究	2	
	(専修基礎科目 (理科教育専修))	34150	理科内容基礎A(物理学)	2
34151		理科内容発展A(物理学)	2	
34160		理科実験A(物理学)	1	
34170		理科内容基礎B(化学)	2	
34171		理科内容発展B(化学)	2	
34180		理科実験B(化学)	1	
34190		理科内容基礎C(生物学)	2	
34191		理科内容発展C(生物学)	2	
34200		理科実験C(生物学)	1	
34210		理科内容基礎D(地学)	2	
34211		理科内容発展D(地学)	2	
34220		理科実験D(地学)	1	
90183		中等理科教育法A	2	
90184		中等理科教育法B	2	
90185		理科授業研究 I	2	

(専修専門科目) (理科教育専修)	90186	理科授業研究Ⅱ	2	
	34152	理科内容演習AⅠ(物理学)	2	
	34153	理科内容演習AⅡ(物理学)	2	
	34154	教職物理学	1	理工学域 開設
	34172	理科内容演習BⅠ(化学)	2	
	34173	理科内容演習BⅡ(化学)	2	
	34192	理科内容演習CⅠ(生物学)	2	
	34193	理科内容演習CⅡ(生物学)	2	
	34212	理科内容演習DⅠ(地学)	2	
	34213	理科内容演習DⅡ(地学)	2	
	90142	理科教育演習Ⅰ	2	
	90187	理科教育演習Ⅱ	2	
	90465	理科教育実践研究Ⅰ	2	
	90466	理科教育実践研究Ⅱ	2	
	(専修基礎科目) (音楽教育専修)	34230	ソルフェージュ	2
34240		歌唱法Ⅰ	2	
34241		アンサンブルA(声楽)	1	
34242		アンサンブルB(声楽)	1	
34243		日本の伝統的歌唱法	1	
34250		和楽器奏法	1	
34251		伴奏法	1	
34252		ピアノ奏法Ⅰ	2	
34253		アンサンブルD(木管)	1	
34254		アンサンブルE(金管)	1	
34260		指揮法	1	
34270		音楽理論及び和声学(作曲・編曲を含む)Ⅰ	2	
34271		音楽史A(西洋音楽)	2	
34272		音楽史B(日本及び世界の音楽)	2	
90190		音楽科教育法A	2	
90191		音楽科教育法B	2	
90192		音楽科授業研究Ⅰ	2	
90193		音楽科授業研究Ⅱ	2	
(専修専門科目) (音楽教育専修)		34244	歌唱法Ⅱ	2
	34245	歌唱法演習Ⅰ	2	
	34246	歌唱法演習Ⅱ	2	
	34247	アンサンブルC(声楽)	1	
	34255	ピアノ奏法Ⅱ	2	
	34256	ピアノ奏法演習Ⅰ	2	
	34257	ピアノ奏法演習Ⅱ	2	
	34273	音楽理論及び和声学(作曲・編曲を含む)Ⅱ	2	
	34274	作曲(編曲を含む)演習Ⅰ	2	
	34275	作曲(編曲を含む)演習Ⅱ	2	
	90143	音楽科教育演習Ⅰ	2	
	90194	音楽科教育演習Ⅱ	2	
	90467	音楽科教育実践研究Ⅰ	2	
	90468	音楽科教育実践研究Ⅱ	2	
	(専修基礎科目) (美術教育専修)	34600	絵画基礎A(映像メディア表現を含む)	1
34601		絵画基礎B(映像メディア表現を含む)	1	
34602		絵画ⅠA	1	
34603		絵画ⅠB	1	
34604		絵画ⅡA	1	
34605		絵画ⅡB	1	
34620		彫刻基礎A	1	
34621		彫刻基礎B	1	
34622		彫刻ⅠA	1	
34623		彫刻ⅠB	1	

	34624	彫刻Ⅱ A	1		
	34625	彫刻Ⅱ B	1		
	34640	デザイン基礎(映像メディア表現を含む) A	1		
	34641	デザイン基礎(映像メディア表現を含む) B	1		
	34642	デザインⅠ A	1		
	34643	デザインⅠ B	1		
	34644	デザインⅡ A	1		
	34645	デザインⅡ B	1		
	34310	工芸基礎	2		
	90195	中等美術科教育法A	2		
	90196	中等美術科教育法B	2		
	90232	美術科授業研究Ⅰ A	1		
	90233	美術科授業研究Ⅰ B	1		
	90234	美術科授業研究Ⅱ A	1		
	90235	美術科授業研究Ⅱ B	1		
(美術教育専修)	34606	絵画Ⅲ A	1		
	34607	絵画Ⅲ B	1		
	34608	絵画制作研究 A	1		
	34609	絵画制作研究 B	1		
	34626	彫刻Ⅲ A	1		
	34627	彫刻Ⅲ B	1		
	34628	彫刻制作研究 A	1		
	34629	彫刻制作研究 B	1		
	34646	デザインⅢ A	1		
	34647	デザインⅢ B	1		
	34648	デザイン制作研究 A	1		
	34649	デザイン制作研究 B	1		
	34311	工芸論	2		
	34324	比較美術史 A(美術理論を含む)	1		
	34325	比較美術史 B(美術理論を含む)	1		
	34326	西洋美術史 A	1		
	34327	西洋美術史 B	1		
	34328	西洋美術史 C	1		
	34329	西洋美術史 D	1		
	34323	美術実地研究	1		
	90144	図画工作科教育演習	2		
	90199	美術科教育演習	2		
	90469	図画工作科教育実践研究	2		
	90470	美術科教育実践研究	2		
	(家政基礎専修)	34330	家政学原論	2	
		34331	家庭経営学(家庭経済学を含む)	2	
		34332	家族関係学	2	
		34340	被服科学Ⅰ	2	
		34341	被服科学実験	1	
		34342	被服構成実習	1	
34352		調理実習	1		
34366		食環境学	2		
34367		住生活学Ⅰ	1		
34368		住生活学Ⅱ(製図を含む)	1		
34371		保育学(実習を含む)	2		
34374		保育学概論(家庭看護を含む)(福祉心理学)	2		
34381		電気・機械・情報概論	1		
90207		中等家庭科教育法 A	2		
90208		中等家庭科教育法 B	2		
90209		家庭科授業研究Ⅰ	2		
90210		家庭科授業研究Ⅱ	2		
34333		家庭経営学演習Ⅰ	2		

(家政教育専修) 専修専門科目	34334	家庭経営学演習Ⅱ	2		
	34343	被服科学Ⅱ	2		
	34344	被服科学演習Ⅰ	2		
	34345	被服科学演習Ⅱ	2		
	34351	健康栄養学実習	1		
	34359	栄養生理学	2		
	34364	住環境論Ⅰ	1		
	34365	住環境論Ⅱ	1		
	34372	保育学演習Ⅰ	2		
	34373	保育学演習Ⅱ	2		
	90145	家庭科教育演習A	2		
	90211	家庭科教育演習B	2		
	90471	家庭科教育実践研究Ⅰ	2		
	90472	家庭科教育実践研究Ⅱ	2		
	(保健体育専修) 専修基礎科目	34660	体操・器械運動Ⅰ	0.5	
		34661	体操・器械運動Ⅱ	0.5	
		34662	陸上競技Ⅰ	0.5	
34663		陸上競技Ⅱ	0.5		
34664		水泳Ⅰ	0.5		
34665		水泳Ⅱ	0.5		
34666		球技AⅠ	0.5		
34667		球技AⅡ	0.5		
34668		球技BⅠ	0.5		
34669		球技BⅡ	0.5		
34670		武道A	0.5		
34671		武道B	0.5		
34672		ダンスⅠ	0.5		
34673		ダンスⅡ	0.5		
34405		体育心理学Ⅰ	1		
34406		体育心理学Ⅱ	1		
34410		運動学概論(運動方法学を含む)	1		
34423		バイオメカニクスⅠ	1		
34424		バイオメカニクスⅡ	1		
34425		表現運動学Ⅰ	1		
34426		表現運動学Ⅱ	1		
34427		生理学Ⅰ(運動生理学を含む)	1		
34428		生理学Ⅱ(運動生理学を含む)	1		
34431		衛生学及び公衆衛生学Ⅰ	1		
34432		衛生学及び公衆衛生学Ⅱ	1		
34443		学校保健Ⅰ(小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む)	1		
34444		学校保健Ⅱ(小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む)	1		
90236		保健体育科教育法AⅠ	1		
90237		保健体育科教育法AⅡ	1		
90238		保健体育科教育法BⅠ	1		
90239		保健体育科教育法BⅡ	1		
90240		保健体育科授業研究Ⅰ	1		
90241		保健体育科授業研究Ⅱ	1		
90242	保健体育科授業研究Ⅲ	1			
90243	保健体育科授業研究Ⅳ	1			
(保健体育専修) 専修専門科目	34680	バイオメカニクス演習Ⅰ	1		
	34681	バイオメカニクス演習Ⅱ	1		
	34682	バイオメカニクス演習Ⅲ	1		
	34683	バイオメカニクス演習Ⅳ	1		
	34684	バイオメカニクス演習Ⅴ	0.5		
	34685	バイオメカニクス演習Ⅵ	0.5		

	34686	バイオメカニクス演習Ⅶ	0.5	
	34687	バイオメカニクス演習Ⅷ	0.5	
	34688	生理学演習Ⅰ	1	
	34689	生理学演習Ⅱ	1	
	34690	生理学演習Ⅲ	1	
	34691	生理学演習Ⅳ	1	
	34692	生理学演習Ⅴ	0.5	
	34693	生理学演習Ⅵ	0.5	
	34694	生理学演習Ⅶ	0.5	
	34695	生理学演習Ⅷ	0.5	
	34696	学校保健演習Ⅰ	1	
	34697	学校保健演習Ⅱ	1	
	34698	学校保健演習Ⅲ	1	
	34699	学校保健演習Ⅳ	1	
	34700	学校保健演習Ⅴ	0.5	
	34701	学校保健演習Ⅵ	0.5	
	34702	学校保健演習Ⅶ	0.5	
	34703	学校保健演習Ⅷ	0.5	
	90244	体育科教育演習Ⅰ	1	
	90245	体育科教育演習Ⅱ	1	
	90691	保健体育科教育演習Ⅰ	1	
	90692	保健体育科教育演習Ⅱ	1	
	90693	保健体育科教育演習Ⅲ	0.5	
	90694	保健体育科教育演習Ⅳ	0.5	
	90695	保健体育科教育演習Ⅴ	0.5	
	90696	保健体育科教育演習Ⅵ	0.5	
	90697	体育科教育実践研究Ⅰ	1	
	90698	体育科教育実践研究Ⅱ	1	
	90699	保健体育特殊講義Ⅰ	1	
	90700	保健体育特殊講義Ⅱ	1	
	90701	保健体育科教育実践研究Ⅰ	1	
	90702	保健体育科教育実践研究Ⅱ	1	
(専修基礎科目 (英語教育専修))	34450	英語学概論A	2	
	34451	英語学概論B	2	
	34452	英語音声学	1	
	34453	英文法	1	
	34470	英語文学概説A(イギリス)	1	
	34471	英語文学概説B(イギリス)	1	
	34472	英語文学概説C(アメリカ)	1	
	34473	英語文学概説D(アメリカ)	1	
	34474	英語文学演習A	1	
	34475	英語文学演習B	1	
	34480	英作文A	1	
	34481	英作文B	1	
	34482	英会話A	1	
	34483	英会話B	1	
	34491	異文化理解A	1	
	34492	異文化理解B	1	
	34493	異文化理解C	1	
	94494	異文化理解D	1	
	90212	英語科教育法A	2	
	90213	英語科教育法B	2	
	90214	英語科授業研究Ⅰ	2	
	90215	英語科授業研究Ⅱ	2	
	(専修専門科目 (英語教育専修))	34454	英語学演習A	1
34455		英語学演習B	1	
34456		英語学特殊講義	2	

34476	英語文学演習C	1	
34477	英語文学演習D	1	
34478	英語文学特殊講義	2	
34484	英作文C	1	
34485	英作文D	1	
34486	英会話C	1	
34487	英会話D	1	
90216	英語科教育演習Ⅰ	2	
90217	英語科教育演習Ⅱ	2	
90475	英語科教育実践研究Ⅰ	2	
90476	英語科教育実践研究Ⅱ	2	

地域創造学類（学類番号05）～ 国際学類（学類番号06）

略

別表第5（第8条関係） 履修登録単位数の上限

学期	1年				2年				3年				4年			
	第1 クオー ター	第2 クオー ター	第3 クオー ター	第4 クオー ター												
人文学類	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
法学類	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
経済学類	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
学校教育学類	12	12	12	12	16	16	16	16	16	16	16	16	12	12	12	12
地域創造学類	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
国際学類	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

別表第6（第37条関係） 免許状の種類

免許取得対象学類	免許状の種類	免許教科・特別支援教育領域
人文学類	中学校教諭一種免許状	国語，社会，英語
	高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，英語，中国語
法学類	高等学校教諭一種免許状	公民
経済学類	中学校教諭一種免許状	社会
	高等学校教諭一種免許状	公民
学校教育学類	小学校教諭一種免許状	
	中学校教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，英語
	高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，英語
	特別支援学校教諭一種免許状	聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者
	幼稚園教諭一種免許状	
国際学類	中学校教諭一種免許状	国語，社会，英語
	高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，英語

別表第7（第39条関係） 教育の基礎的理解に関する科目等及び各教科（保育内容）の指導法

科目区分	科目番号	授業科目	単位数	備考	
	90008	教育の理念と歴史A	1	学校教育学類	
	90009	教育の理念と歴史B	1		
	95008	教育の理念と歴史A	1	学校教育学類以外	
	95009	教育の理念と歴史B	1		
	90011	教育哲学		2	学校教育学類
	95011				学校教育学類以外
	90012	教育原論特殊講義	2		

		90015	教育史	2	学校教育学類	
		95015		学校教育学類以外		
		90016	教育史特殊講義	2		
		90019	教育学演習Ⅰ	1		
		90020	教育学演習Ⅱ	1		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	90000	教師論	2	学校教育学類	
		95000			学校教育学類以外	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	90050	教育の制度と経営	2	学校教育学類	
		95050			学校教育学類以外	
		90060	教育法制度論	2	学校教育学類	
		95060			学校教育学類以外	
		90061	教育法制度論特殊講義	2		
		90062	教育社会学A	1	学校教育学類	
		95056			学校教育学類以外	
	90063	教育社会学B	1	学校教育学類		
	95057			学校教育学類以外		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	90035	発達と学習の心理	2	学校教育学類	
		95036			学校教育学類以外	
		95037	発達と学習の心理B	1	学校教育学類以外	
		90031			発達心理学	2
		95031	学校教育学類以外			
	90032	発達心理学特殊講義	2			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	90370	特別支援教育概論	1	学校教育学類	
		95370			学校教育学類以外	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	90072	教育課程論	1	学校教育学類	
		95072			学校教育学類以外	
	道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	90090	道徳教育論	2	学校教育学類
95090			学校教育学類以外			
総合的な学習の時間の指導法		90380	総合的な学習の時間教育論	1	学校教育学類	
		95380			学校教育学類以外	
特別活動の指導法		90081	特別活動論	1	学校教育学類	
		95081			学校教育学類以外	
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		90116	教育方法学	2	学校教育学類	
		95116			学校教育学類以外	
		90101	教授学	2	学校教育学類	
		95101			学校教育学類以外	
		90102	教授学特殊講義	2		
		90109	学習指導論	2	学校教育学類	
		95109			学校教育学類以外	
90110		学習指導論特殊講義	2			
生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		90270	生徒の生活と進路の指導論	2	学校教育学類	
		95270			学校教育学類以外	
幼児理解の理論及び方法		90300	幼児理解の理論と方法	2		
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		90290	教育相談論（教育・学校心理学）	2	学校教育学類	
		95290			学校教育学類以外	
		90105	生活指導論	2	学校教育学類	
		95105			学校教育学類以外	
		90106	生活指導論特殊講義	2		
		90286	学校心理学特殊講義	2		
		90291	学校心理学（心理学的支援法）	2	学校教育学類	
95291		学校教育学類以外				
教育実践に関する科目		教育実習	90348	教育実習A（幼・小）	4	
			90350	教育実習事前事後指導A（幼・小）	1	
	90349		教育実習B（中・高）	4		
	90351		教育実習事前事後指導B（中・高）	1		
	95352		教育実習C（中・高）	4		

		95353	教育実習D(高)	2			
		95354	教育実習事前事後指導C(中・高)	1			
	教職実践演習	90313	教職実践演習A(教諭)	2	学校教育学類		
		95314	教職実践演習B(中・高)	2	学校教育学類以外		
領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	90250	幼児の人間関係指導法	2			
		90251	幼児の表現指導法	2			
		90252	幼児の健康指導法	2			
		90253	幼児の言葉指導法	2			
		90254	幼児の環境指導法	2			
教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(小学校)	90130	初等国語科教育法	2			
		90139	国語科教育演習A	2			
		90131	初等社会科教育法	2			
		90140	社会科教育演習A	2			
		90132	算数科教育法	2			
		90141	算数科教育演習	2			
		90133	初等理科教育法	2			
		90142	理科教育演習I	2			
		90134	生活科教育法	2			
		90135	初等音楽科教育法	2			
		90143	音楽科教育演習I	2			
		90136	図画工作科教育法	2			
		90144	図画工作科教育演習	2			
		90137	初等家庭科教育法	2			
		90145	家庭科教育演習A	2			
		90149	体育科教育法I	1			
		90150	体育科教育法II	1			
		90244	体育科教育演習I	1			
		90245	体育科教育演習II	1			
		90147	初等英語科教育法A	1			
		90148	初等英語科教育法B	1			
				90160	中等国語科教育法A	2	学校教育学類
				95160			学校教育学類以外
				90161	中等国語科教育法B	2	学校教育学類
		95161			学校教育学類以外		
		90162	国語科授業研究I	2	学校教育学類		
		95162			学校教育学類以外		
		90163	国語科授業研究II	2	学校教育学類		
		95163			学校教育学類以外		
		90164	国語科教育演習B	2			
		90167	中等社会科教育法A	2			
		90168	中等社会科教育法B	2			
		90169	社会科授業研究I	2			
		90170	社会科授業研究II	2			
		90171	社会科教育演習B	2			
		90172	社会科・地理歴史科教育法A	2	学校教育学類		
		95172			学校教育学類以外		
		90173	社会科・地理歴史科教育法B	2	学校教育学類		
		95173			学校教育学類以外		
		90174	社会科・公民科教育法A	2	学校教育学類		
		95174			学校教育学類以外		
		90175	社会科・公民科教育法B	2	学校教育学類		
		95175			学校教育学類以外		
		90176	数学科教育法A	2			
		90177	数学科教育法B	2			

	90178	数学科授業研究 I	2	
	90179	数学科授業研究 II	2	
	90180	数学科教育演習	2	
	90183	中等理科教育法 A	2	
	90184	中等理科教育法 B	2	
	90185	理科授業研究 I	2	
	90186	理科授業研究 II	2	
	90187	理科教育演習 II	2	
	90190	音楽科教育法 A	2	
	90191	音楽科教育法 B	2	
	90192	音楽科授業研究 I	2	
	90193	音楽科授業研究 II	2	
	90194	音楽科教育演習 II	2	
	90195	中等美術科教育法 A	2	
	90196	中等美術科教育法 B	2	
	90232	美術科授業研究 I A	1	
	90233	美術科授業研究 I B	1	
	90234	美術科授業研究 II A	1	
	90235	美術科授業研究 II B	1	
	90199	美術科教育演習	2	
	90236	保健体育科教育法 A I	1	
	90237	保健体育科教育法 A II	1	
	90238	保健体育科教育法 B I	1	
	90239	保健体育科教育法 B II	1	
	90240	保健体育科授業研究 I	1	
	90241	保健体育科授業研究 II	1	
	90242	保健体育科授業研究 III	1	
	90243	保健体育科授業研究 IV	1	
	90691	保健体育科教育演習 I	1	
	90692	保健体育科教育演習 II	1	
	90693	保健体育科教育演習 III	0.5	
	90694	保健体育科教育演習 IV	0.5	
	90695	保健体育科教育演習 V	0.5	
	90696	保健体育科教育演習 VI	0.5	
	90207	中等家庭科教育法 A	2	
	90208	中等家庭科教育法 B	2	
	90209	家庭科授業研究 I	2	
	90210	家庭科授業研究 II	2	
	90211	家庭科教育演習 B	2	
	90212	英語科教育法 A	2	学校教育学類
	95212			学校教育学類以外
	90213	英語科教育法 B	2	学校教育学類
	95213			学校教育学類以外
	90214	英語科授業研究 I	2	学校教育学類
	95214			学校教育学類以外
	90215	英語科授業研究 II	2	学校教育学類
	95215			学校教育学類以外
	90216	英語科教育演習 I	2	
	90217	英語科教育演習 II	2	
	95230	中国語科教育法 A	2	
	95231	中国語科教育法 B	2	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（複合科目）	90458	国語科教育実践研究 I	2	
	90459	国語科教育実践研究 II	2	
	90460	社会科教育実践研究 I	2	

90461	社会科教育実践研究Ⅱ-A	2	
90462	社会科教育実践研究Ⅱ-B	2	
90463	算数科教育実践研究	2	
90464	数学科教育実践研究	2	
90465	理科教育実践研究Ⅰ	2	
90466	理科教育実践研究Ⅱ	2	
90467	音楽科教育実践研究Ⅰ	2	
90468	音楽科教育実践研究Ⅱ	2	
90469	図画工作科教育実践研究	2	
90470	美術科教育実践研究	2	
90697	体育科教育実践研究Ⅰ	1	
90698	体育科教育実践研究Ⅱ	1	
90699	保健体育特殊講義Ⅰ	1	
90700	保健体育特殊講義Ⅱ	1	
90701	保健体育科教育実践研究Ⅰ	1	
90702	保健体育科教育実践研究Ⅱ	1	
90471	家庭科教育実践研究Ⅰ	2	
90472	家庭科教育実践研究Ⅱ	2	
90475	英語科教育実践研究Ⅰ	2	
90476	英語科教育実践研究Ⅱ	2	

備考

1 学校教育学類は別表第4と一部重複する。

2 本表の授業科目から修得した単位は、学校教育学類以外の学類は別表第2に定める卒業に必要な単位数には算入しない。

別表第8（第40条関係） 大学が独自に設定する科目

授業科目	単位数	備考
情報と教育	1	
環境と教育	1	
現代子ども学	1	
学校インターンシップ	1	
宿泊野外活動	1	

備考

1 学校教育学類は別表第4と重複する。

2 本表の授業科目から修得した単位は、学校教育学類以外の学類は別表第2に定める卒業に必要な単位数には算入しない。

別表第9（第41条関係） 特別支援教育に関する科目

科目区分		授業科目	単位数	備考
特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育の理念と歴史	2	
		障害児福祉教育論	2	
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	聴覚障害の心理・生理・病理	2	
		音響聴覚学	2	
		知的障害の心理・生理・病理	2	
		人間発達の生理と障害	2	
		肢体不自由の心理・生理・病理	2	
		聴覚障害教育課程論	2	
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障害指導法	2	
		発声発語支援法	2	
		知的障害教育課程論	2	
		知的障害指導法	2	
		肢体不自由教育論	2	
	・心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	手話序論	2	
		障害乳幼児発達支援演習	2	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	・心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	ことばの障害とコミュニケーション	2	
		発達障害総論	2	
	・心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	言語障害指導法	2	
		発達障害指導法	2	
		重複障害児教育	2	
	・心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目 / 心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	障害児教育基礎論	2	
		特別支援コーディネータ序論	2	
		障害児教育基礎演習	2	
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習	教育実習事前事後指導（特支）	1	
障害児教育実習		2		

備考

- 1 学校教育学類は別表第4と重複する。
- 2 本表の授業科目から修得した単位は，学校教育学類以外の学類は別表第2に定める卒業に必要な単位数には算入しない。

別表第10-1（第6条の3関係） 公認心理師養成プログラム 単位配当表

公認心理師法施行規則に定める科目名	科目番号	授業科目名	単位数	備考
1 公認心理師の職責	80001	公認心理師の職責	2	別表第10-2に規定する修得すべき単位数を修得した学生のみ履修可
21 人体の構造と機能及び疾病	80002	人体の構造と機能及び疾病	2	
22 精神疾患とその治療	80003	精神疾患とその治療	2	
23 関係行政論	80004	関係行政論	2	
24 心理演習	80005	心理演習	2	
25 心理実習	80006	心理実習	2	

備考 本表の授業科目から修得した単位は，別表第2に定める卒業に必要な単位数には算入しない。

別表第10-2（第6条の3関係） 公認心理師養成プログラム履修要件科目

公認心理師法施行規則に定める科目名	授業科目名	単位数	備考
2 心理学概論	心理学概論A	1	人文学類専門教育科目
	心理学概論B	1	人文学類専門教育科目
3 臨床心理学概論	臨床心理学概論A	1	人文学類専門教育科目
	臨床心理学概論B	1	人文学類専門教育科目
4 心理学研究法	心理学研究法1A	1	人文学類専門教育科目
	心理学研究法1B	1	人文学類専門教育科目
	心理学研究法2A	1	人文学類専門教育科目
	心理学研究法2B	1	人文学類専門教育科目
5 心理学統計法	心理学統計法1A	1	人文学類専門教育科目
	心理学統計法1B	1	人文学類専門教育科目
	心理学統計法2A	1	人文学類専門教育科目
	心理学統計法2B	1	人文学類専門教育科目
6 心理学実験	心理学実験1A	1	人文学類専門教育科目
	心理学実験1B	1	人文学類専門教育科目
7 知覚・認知心理学	知覚・認知心理学A	1	人文学類専門教育科目
	知覚・認知心理学B	1	人文学類専門教育科目
8 学習・言語心理学	学習・言語心理学A	1	人文学類専門教育科目
	学習・言語心理学B	1	人文学類専門教育科目
9 感情・人格心理学	感情・人格心理学A	1	人文学類専門教育科目
	感情・人格心理学B	1	人文学類専門教育科目
10 神経・生理心理学	神経・生理心理学A	1	人文学類専門教育科目
	神経・生理心理学B	1	人文学類専門教育科目
11 社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学A	1	人文学類専門教育科目
	社会・集団・家族心理学B	1	人文学類専門教育科目
12 発達心理学	発達心理学	2	人文学類専門教育科目 学校教育学類専門教育科目
13 障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学A	1	人文学類専門教育科目
	障害者・障害児心理学B	1	人文学類専門教育科目
14 心理的アセスメント	心理的アセスメントA	1	人文学類専門教育科目
	心理的アセスメントB	1	人文学類専門教育科目
15 心理学の支援法	心理学の支援法	2	2単位 選択 必修 人文学類専門教育科目 学校教育学類専門教育科目
	学校心理学（心理学の支援法）	2	
16 健康・医療心理学	健康・医療心理学A	1	人文学類専門教育科目
	健康・医療心理学B	1	人文学類専門教育科目
17 福祉心理学	福祉心理学	2	2単位 選択 必修 人文学類専門教育科目 学校教育学類専門教育科目
	保育学概論（家庭看護を含む） （福祉心理学）	2	
18 教育・学校心理学	教育・学校心理学	2	2単位 選択 必修 人文学類専門教育科目 学校教育学類専門教育科目
	教育相談論（教育・学校心理学）	2	
19 司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学A	1	人文学類専門教育科目
	司法・犯罪心理学B	1	人文学類専門教育科目
20 産業・組織心理学	産業・組織心理学A	1	人文学類専門教育科目
	産業・組織心理学B	1	人文学類専門教育科目
修得すべき単位数		42	

備考 人文学類及び学校教育学類は別表第4と一部重複する。

## 6 学校教育学類細則



## 学校教育学類細則

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、金沢大学人間社会学域規程（以下「規程」という。）に基づき、学校教育学類（以下「本学類」という。）における授業科目の単位修得に関する要件及び履修方法等に関し、必要な事項を定める。

### 第2章 履修コース・専修

(履修コース・専修・規程第5条第1項関係)

第2条 学生は、本学類のコースの下に置かれる専修の一を選択して履修しなければならない。

- 2 学生は、第1学年の第4クォーターの所定の期日までに、志望する専修を選択し、学類長に届け出なければならない。ただし、あらかじめ専修ごとに定められた入学試験により入学を許可された者については、この限りではない。
- 3 本学類に置かれる専修の受入れ上限数は、年度ごとに別に定め、志望を選択する学生に周知する。専修の志望者数が受入れ上限数を超過した時は、専修ごとに選考を行う。選考の方法は別に定め、あらかじめ学生に周知する。
- 4 前項に定めるほか、特定の専修内の特定の分野について、受入上限数内の学生に対して適性の考査を行い、分野に関する志望の調整を行うことがある。該当する専修と分野及び考査の方法については別に定め、前項に係る事項とともに学生に周知する。

(転専修・規程第27条関係)

第3条 学生は、学類長に願い出て許可を受けた場合には、所属専修を変更することができる。ただし、あらかじめ専修ごとに定められた入学試験により入学を許可された者については、原則として専修の変更を認めない。

- 2 転専修の時期は、学年の始めとする。

(修得すべき単位数等・規程第6条、第7条関係)

第4条 修得すべき単位数は、規程第6条第1項の定めるところによる。

- 2 規程別表第2に定める単位修得要件の詳細は別表第1A及び別表第1Bのとおりとする。
- 3 本学類を卒業しようとする学生は、前項に定める単位数を修得するとともに、規程別表第4に定める授業科目群から、別表1に定める教育職員免許状取得の要件となる授業科目の単位を修得していなければならない。
- 4 前項に定める教育職員免許状の要件に係る授業科目の開講時期及び単位数は、入学時に学生に手交する文書に記載する。
- 5 真にやむを得ない事情のある場合において、第3項に定める授業科目のうち4年次前期の必修の実習科目4単位（特別支援教育専修所属の学生は2単位）及び事前事後指導1単位に限り、学類長の許可により他の科目に代替して卒業要件とすることを認めることがある。ただし、この場合において、当該の実習科目に係る校種の教育職員免許状は、卒業時の一括申請の対象とすることができない。この措置に関する事項の詳細は別に定める。

(履修の上限・規程第8条関係)

第5条 規程第8条の規定による履修登録単位数の上限は、第4条第3項の各免許状の取得等にかかわって真にやむを得ない事情のある学生について、学類長の許可により解除することがある。

(他学域・他学類における授業科目の履修)

第6条 規程第10条の規定により履修した他学域・他学類の授業科目については、原則として、第4条第2項及び第3項に定める修得要件に係る単位数に含めることができない。ただし、第16条(転学類)第2項による場合についてはその限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第4項に定めるところの学生手交の文書に、本学類学生が取得する教育職員免許状の要件に係る授業科目として記載された科目については、履修要件に係る単位数に含めることができる。

### 第3章 試験及び成績評価

(出席時間数)

第7条 規程第16条第3項の規定により、本学類の授業科目について出席すべき時数(実際に授業を行った時数)の3分の2以上に出席しなかった学生は、原則として当該授業科目の単位の認定を受けることができない。

(試験)

第8条 本学類の授業科目における試験の期日と方法は、シラバス等によりあらかじめ公示する。

2 試験の当日に病気その他やむをえない事由のため欠席した学生については、担当教員がその事由を妥当と認めた場合において追試験を行うことがある。

3 定められた試験において不合格となった学生については、担当教員が必要と認めた場合において再試験を行うことがある。

(GPA値の利用項目・規程第20条関係)

第9条 規程第20条の規定により、本学類においてGPA値を利用する項目は次のとおりとする。

(1) 本学類への転学類の申請要件

2 規程第20条第3項のただし書きにより、教育上の理由等によりGPAの算出から除外する本学類の授業科目については、別に定める。

(再履修)

第10条 本学類において、不可・放棄と評価された専門科目と同一科目を次学期以降に再履修した場合のGPA算出については、別に定める。

### 第4章 卒業論文

(卒業論文および提出資格)

第11条 本学類の学生は、卒業論文を作成・提出しなければならない。ただし、音楽教育専修にあつては卒業演奏または卒業作品演奏、美術教育専修にあつては卒業制作をもって、これに代えることができる。

2 卒業論文を提出する学生は、原則として所属専修に4学期以上在籍していなければならない。

なお、転専修等の学生は、所属専修の4学期目以降に提出することができる。

(卒業論文提出期限)

第12条 卒業論文・卒業制作は、最終学期の1月20日(当日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日)正午までに、所定の場所へ提出しなければならない。ただし、9月末卒業予定者については、7月31日(当日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日)正午までとする。

2 卒業演奏の期限については、次条第2項に定める審査会において行う演奏の内容を所定の用紙に記入し、前項に定める卒業論文・卒業制作と同じ期日までに、所定の場所へ届け出なければならない。

(卒業論文の評価)

第13条 卒業論文の評価は、提出論文の審査及びその論文に関する口述試験により行う。

2 卒業演奏・卒業制作については当該専修において行う審査会をもって審査する。

## 第5章 再入学，転入学，転学類

(再入学)

第14条 規程第23条第2項の規定により，本学類への再入学の出願資格及び選抜方法は別に定める。

(転入学)

第15条 規程第24条第2項の規定により，本学類への転入学の出願資格及び選抜方法は別に定める。

(転学類)

第16条 規程第26条第2項の規定により，本学類への転学類の出願資格及び選抜方法は別に定める。

2 転学類以前に修得した単位のうち，第4条第3項に定める本学類の授業科目に対応すると認められる科目については，本学類の学類会議の議を経て本学類において修得した単位と見なすことができる。

3 前項において，他学域・他学類で教職課程認定を受けている教育職員免許法施行規則で定める教育の基礎的理解に関する科目等に該当する科目については，本学類において修得した単位と見なすことができる。

4 第2項及び第3項の規定は，総合教育部から本学類に移行した学生に準用する。

## 第6章 教育職員免許状

第17条 第4条第3項に定めるところの，本学類の卒業要件に係る教育職員免許状以外の種類の教育職員免許状の取得については，別に学生に手交する文書において周知する。

附 則

この細則は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は，平成22年2月9日から施行し，平成20年度入学者から適用する。

附 則

この細則は，平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は，平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日に在学する者については，なお従前の例による。ただし，平成27年度に入学した者については，次の別表第1A，別表第1B，別表第3A，別表第3C，別表第3E及び別表第4Aを次のとおり改正して，平成27年4月1日から適用した上で，なお従前の例による。

附 則

1 この細則は，平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に在学する者については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1A  
略

別表第1B  
略

別表第3A  
略

別表第3C  
略

別表第3E  
略

別表第4A  
略

別表1

コース	専 修	卒業要件に係る免許状の種類
教育科学 コース	教育基礎専修	小学校教諭一種免許状ならびに中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，家庭，保健体育，英語のうちひとつ）
	特別支援教育専修	小学校教諭一種免許状ならびに特別支援学校教諭一種免許状
教科教育学 コース	国語教育専修	小学校教諭一種免許状ならびに中学校教諭一種免許状（国語）
	社会科教育専修	小学校教諭一種免許状ならびに中学校教諭一種免許状（社会）
	数学教育専修	小学校教諭一種免許状ならびに中学校教諭一種免許状（数学）
	理科教育専修	小学校教諭一種免許状ならびに中学校教諭一種免許状（理科）
	音楽教育専修	小学校教諭一種免許状ならびに中学校教諭一種免許状（音楽）
	美術教育専修	小学校教諭一種免許状ならびに中学校教諭一種免許状（美術）
	家政教育専修	小学校教諭一種免許状ならびに中学校教諭一種免許状（家庭）
	保健体育専修	小学校教諭一種免許状ならびに中学校教諭一種免許状（保健体育）
	英語教育専修	小学校教諭一種免許状ならびに中学校教諭一種免許状（英語）

7 学校教育学類担当教員名簿及び  
角間地区建物等配置図



学校教育学類担当教員名簿

2021年4月1日現在

コース	専修	職名	氏名	研究室	研究室 電話番号	メールアドレス
教育科学	教育基礎	教授	土井 妙子	人間社会5号館 3318	264-5529	tdoi@ed.kanazawa-u.ac.jp
		教授	鳥居 和代	人間社会5号館 3314	264-5490	torika@ed.kanazawa-u.ac.jp
		准教授	浅川 淳司	人間社会5号館 3216	264-5519	asakawa59@staff.kanazawa-u.ac.jp
		准教授	上森 さくら	人間社会5号館 3322	264-5533	uemori@staff.kanazawa-u.ac.jp
		准教授	土屋 明広	人間社会5号館 3217	264-5562	aktsuchi@staff.kanazawa-u.ac.jp
		准教授	原田 克巳	教育実践支援センター 5203	264-5908	katsumi@ed.kanazawa-u.ac.jp
		准教授	平石 晃樹	人間社会5号館 3319	264-5530	kokihirai@staff.kanazawa-u.ac.jp
		准教授	本所 恵	人間社会5号館 3321	264-5532	honjo@staff.kanazawa-u.ac.jp
	准教授	森 慶恵	人間社会5号館 3218	264-5607	moriy@staff.kanazawa-u.ac.jp	
	特別支援教育	教授	小林 宏明	人間社会5号館 3112	264-5513	kobah@ed.kanazawa-u.ac.jp
教授		武居 渡	人間社会5号館 3212	264-5509	wtakei@ed.kanazawa-u.ac.jp	
教授		吉川 一義	人間社会5号館 3111	264-5511	kazuyosi@ed.kanazawa-u.ac.jp	
准教授		田部 絢子	人間社会5号館 3114	264-5516	a-tabe@staff.kanazawa-u.ac.jp	
准教授		吉村 優子	人間社会5号館 3115	264-5512	yukuchen@staff.kanazawa-u.ac.jp	
教科教育学	国語教育	教授	折川 司	人間社会5号館 3418	264-5542	orikawa@ed.kanazawa-u.ac.jp
		教授	※高山 知明	人間社会1号館 508	264-5336	tomotaka@staff.kanazawa-u.ac.jp
		教授	※西村 聡	人間社会1号館 601	264-5338	nishi01@staff.kanazawa-u.ac.jp
		准教授	飯島 洋	人間社会5号館 3416	264-5540	h-iijima@staff.kanazawa-u.ac.jp
		准教授	大野 順子	人間社会5号館 3320	264-5531	j-ono@staff.kanazawa-u.ac.jp
		准教授	原田 愛	人間社会5号館 3413	264-5537	yuantian46@staff.kanazawa-u.ac.jp
	社会科教育	教授	※石黒 盛久	人間社会5号館 3517	264-5558	ishiguro@ed.kanazawa-u.ac.jp
		教授	黒田 智	人間社会5号館 3518	264-5560	kurosato@staff.kanazawa-u.ac.jp
		教授	村井 淳志	人間社会5号館 3516	264-5552	murai@ed.kanazawa-u.ac.jp
		教授	山本 英輔	人間社会5号館 3514	264-5545	eisukey@staff.kanazawa-u.ac.jp
		准教授	石川 多加子	人間社会5号館 3421	264-5546	ishikawa@ed.kanazawa-u.ac.jp
		准教授	吉田 国光	人間社会5号館 3512	264-5548	ysh_9232@staff.kanazawa-u.ac.jp
	数学教育	教授	長谷川 和志	人間社会3号館 1523	264-5500	kazuhase@staff.kanazawa-u.ac.jp
		教授	山下 浩	人間社会3号館 1524	264-5501	yamashita@ed.kanazawa-u.ac.jp
		教授	米田 力生	人間社会3号館 1525	264-5549	rikioyoned@staff.kanazawa-u.ac.jp
		准教授	伊藤 伸也	人間社会3号館 1529	264-5493	itoh@staff.kanazawa-u.ac.jp
	理科教育	教授	川幡 佳一	人間社会3号館 1429	264-5495	kawabata@ed.kanazawa-u.ac.jp
		教授	酒寄 淳史	人間社会3号館 1509	264-5496	sakayori@ed.kanazawa-u.ac.jp
		教授	辻井 宏之	人間社会3号館 1408	264-5489	htsujii@staff.kanazawa-u.ac.jp
		教授	松原 道男	人間社会3号館 1327	264-5487	msom@ed.kanazawa-u.ac.jp
		講師	小松田 沙也加	人間社会3号館 1608	264-5506	s-komatsuda@staff.kanazawa-u.ac.jp
	音楽教育	教授	安藤 常光	人間社会4号館 4216	264-5564	joko-an6@ed.kanazawa-u.ac.jp
		教授	小野 隆太	人間社会4号館 4217	264-5565	dragon@staff.kanazawa-u.ac.jp
		准教授	浅井 暁子	人間社会4号館 4214	264-5504	akikoasai@ed.kanazawa-u.ac.jp
	美術教育	教授	江藤 望	人間社会4号館 4130	264-5582	etoh@ed.kanazawa-u.ac.jp
		教授	大村 雅章	人間社会4号館 4311	264-5586	moomura@ed.kanazawa-u.ac.jp
		教授	鷲山 靖	人間社会4号館 4308	264-5584	washi@ed.kanazawa-u.ac.jp
		准教授	池上 貴之	人間社会4号館 4310	264-5585	ikegami@ed.kanazawa-u.ac.jp
准教授		※菅原 裕文	人間社会1号館 612	264-5517	kayahara@ed.kanazawa-u.ac.jp	
家政教育	教授	尾島 恭子	人間社会3号館 1313	264-5485	ojima@ed.kanazawa-u.ac.jp	
	教授	滝口 圭子	人間社会3号館 1309	264-5505	ktaki@staff.kanazawa-u.ac.jp	
	教授	綿引 伴子	人間社会3号館 1311	264-5483	watahiki@ed.kanazawa-u.ac.jp	
	准教授	森島 美佳	人間社会3号館 1310	264-5482	morishimam@staff.kanazawa-u.ac.jp	
保健体育	教授	岩田 英樹	人間社会4号館 4226	264-5566	iwata@ed.kanazawa-u.ac.jp	
	教授	増田 和実	人間社会4号館 4228	264-5568	masudak@staff.kanazawa-u.ac.jp	
	准教授	山田 哲	人間社会4号館 4320	264-5578	te2yamada@staff.kanazawa-u.ac.jp	
	准教授	横山 剛士	人間社会4号館 4319	264-5570	tyokoyama@staff.kanazawa-u.ac.jp	
英語教育	教授	滝沢 雄一	人間社会5号館 3312	264-5525	ytaki@staff.kanazawa-u.ac.jp	
	教授	守屋 哲治	人間社会5号館 3310	264-5523	moriya33@staff.kanazawa-u.ac.jp	
	教授	山本 卓	人間社会5号館 3313	264-5526	yamatea@ed.kanazawa-u.ac.jp	
	准教授	久保 拓也	人間社会5号館 3311	264-5524	takuya@ed.kanazawa-u.ac.jp	
学類共通	教授	※BITTMANN HEIKO	総合教育1号館 316	264-5780	bittmann@staff.kanazawa-u.ac.jp	

※は準専任を表す。

# 角間地区建物等配置図

- (注)
- 環状道路で囲まれた内側のアカデミックゾーン内は、諸車進入禁止です。
  - 環状道路の最高速度は時速20kmです。
  - 指定の駐車場及び駐輪場以外は、自動車及び二輪の駐車禁止です。
  - アカデミックゾーン内は、スケートボード等は禁止です。
  - 角間キャンパスは敷地内禁煙です(灰皿設置の場所を除く)。

